

規程

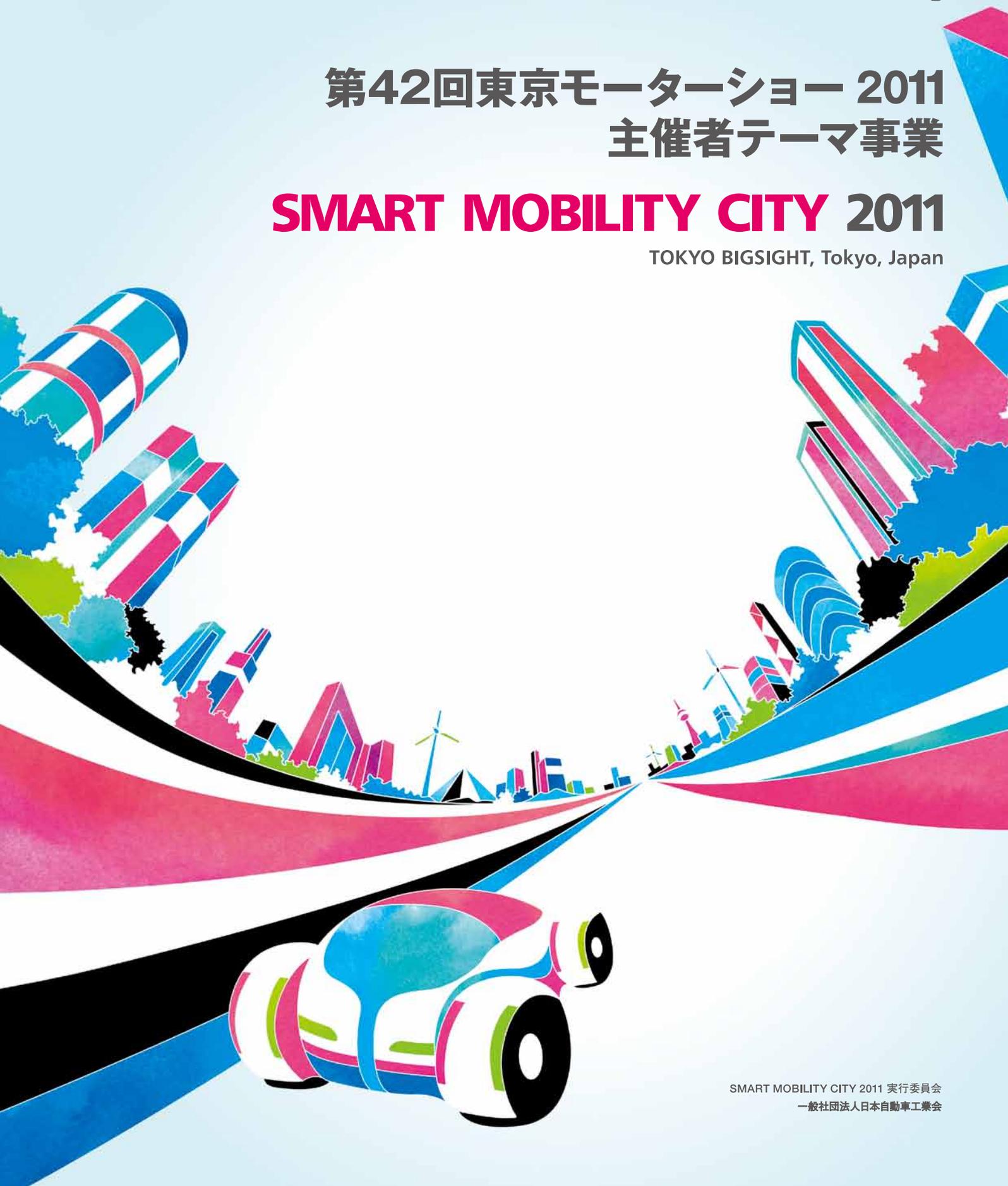
REGULATIONS

「最先端の情報・環境・エネルギー技術が実現する  
人とクルマと都市の未来」

第42回東京モーターショー 2011  
主催者テーマ事業

**SMART MOBILITY CITY 2011**

TOKYO BIGSIGHT, Tokyo, Japan



# 目次

---

## CONTENTS

### 1. 開催要綱

P. 1 ~ 3

- 1-1 第42回東京モーターショー 2011 開催要綱
- 1-2 SMART MOBILITY CITY 2011 開催概要
- 1-3 個人情報の取扱いについて
- 1-4 日程表
- 1-5 問い合わせ一覧

### 2. 出展にあたって

P. 4 ~ 7

- 2-1 小間の割当
- 2-2 出展物の条件
- 2-3 模倣品・偽造品の展示等の禁止
- 2-4 会場及び小間の展示・装飾
- 2-5 諸経費の負担と精算
- 2-6 来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理
- 2-7 会期及び開催時間の変更
- 2-8 開催の中止及び開催内容の変更
- 2-9 出展者ニュース
- 2-10 入場券・入門証
- 2-11 提出書類一覧
- 2-12 諸経費一覧

### 3. 小間に関する規程

P. 8 ~ 10

- 3-1 小間の基本構造
- 3-2 施設物の制限
- 3-3 スペックボードの表示
- 3-4 小間設計図の提出
- 3-5 基礎小間図

### 4. 搬入搬出

P. 11 ~ 12

- 4-1 搬入搬出
- 4-2 保税貨物の展示
- 4-3 廃棄物の処理

### 5. 施工

P. 13 ~ 21

- 5-1 東京ビッグサイト施設諸元
- 5-2 展示ホール建物に係わる工作
- 5-3 床面工事（アンカーボルトの使用）
- 5-4 重量物の展示
- 5-5 二階建施設
- 5-6 消防上の規定

### 6. 設備

P. 22 ~ 24

- 6-1 電気
- 6-2 給排水
- 6-3 臨時通信設備
- 6-4 アンテナ

---

## **7. 小間の運営・演出**

P. 25 ~ 27

- 7-1 実演・演出
- 7-2 音響設備の運用
- 7-3 小間内勤務者
- 7-4 調査・アンケート
- 7-5 物品の配布
- 7-6 飲食サービス

## **8. 規程の違反、解釈の疑義**

P. 28

## **9. 備考**

P. 29 ~ 32

- 9-1 一般社団法人 日本自動車工業会の概要
- 9-2 東京モーターショーの記録
- 9-3 東京ビッグサイト館内案内
- 9-4 交通アクセス・周辺マップ

# 1. 開催要綱

## 1-1 第42回東京モーターショー2011 開催要綱

### 1. 名称

第42回東京モーターショー 2011 [The 42<sup>nd</sup> Tokyo Motor Show 2011]

### 2. 主催

一般社団法人 日本自動車工業会 (JAMA)

### 3. 共催

社団法人 日本自動車部品工業会 (JAPIA)  
一般社団法人 日本自動車車体工業会 (JABIA)  
社団法人 日本自動車機械器具工業会 (JAMTA)  
日本自動車輸入組合 (JAIA)

### 4. 総裁

寛仁親王殿下

### 5. 会長

志賀 俊之 (一般社団法人 日本自動車工業会会長)

### 6. 会期

2011年(平成23年) 12月2日(金)～12月11日(日)  
(1)報道関係者招待日…………… 11月30日(水)～12月1日(木)  
(2)特別招待日(開会式)…………… 12月2日(金)  
(3)一般公開日…………… 12月3日(土)～12月11日(日)

### 7. 開催時間

(1)報道関係者招待日(予定)…………… 9時00分～18時00分  
(2)特別招待日(開会式特別招待者)…………… 9時00分～18時00分  
    " (一般招待者)…………… 12時30分～18時00分  
(3)一般公開日(月～土曜日)…………… 10時00分～20時00分  
    " (日曜日)…………… 10時00分～18時00分  
(但し、最終日の12月11日(日)は17時00分閉場)  
(時間は止むを得ない場合は変更し、時には入場を制限することがあります)

### 8. 入場料

一般 1,500円(前売1,300円、平日15時00分以降(当日会場売)1,300円)  
高校生 500円(前売400円、平日15時00分以降(当日会場売)400円)  
中学生以下無料

### 9. 会場

東京ビッグサイト

### 10. 後援(予定)

外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、千葉県、国際自動車工業連合会(OICA<sup>※</sup>)、日本貿易振興機構(ジェトロ)

### 11. 協賛(予定)

自動車技術会、石油連盟、全国軽自動車協会連合会、全日本トラック協会、全日本交通安全協会、電子情報技術産業協会、電池工業会、特殊鋼倶楽部、日本アルミニウム協会、日本ゴム工業会、日本バス協会、日本ばね工業会、日本ファインセラミックス協会、日本プラスチック工業連盟、日本ベアリング工業会、日本モーターサイクルスポーツ協会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車会議所、日本自動車教育振興財団、日本自動車研究所、日本自動車整備振興会連合会、日本自動車販売協会連合会、日本自動車連盟、日本損害保険協会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本電球工業会、日本塗料工業会、日本陸用内燃機関協会、板硝子協会

(五十音順)

※ OICA : Organisation Internationale des Constructeurs d'Automobiles

## 1-2 SMART MOBILITY CITY 2011 開催概要

1. 名 称  
SMART MOBILITY CITY 2011
2. テーマ  
～最先端の情報・環境・エネルギー技術が実現する人とクルマと都市の未来～
3. 主 催  
SMART MOBILITY CITY 2011 実行委員会、一般社団法人 日本自動車工業会（JAMA）
4. 共 催  
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スマートコミュニティ・アライアンス
5. 協 力  
社団法人 日本自動車部品工業会、特定非営利活動法人 ITS Japan、財団法人 日本自動車研究所
6. 会 場  
第 42 回東京モーターショー 2011 会場内（東京ビッグサイト 西 4 ホール及び屋上展示場）  
(1) エキシビジョン（製品・技術展示、コア展示、次世代自動車展示）：西展示棟 西 4 ホール  
(2) テストライド：西展示棟 屋上展示場  
(3) カンファレンス：会議棟など

## 1-3 個人情報の取扱いについて

SMART MOBILITY CITY 2011 の主催者である、一般社団法人 日本自動車工業会及びその事務局である SMART MOBILITY CITY 2011 事務局（以下「SMC2011 事務局」という。）は、個人情報取得に際し、適法かつ公平な手段によって行なうものとします。出展のお申込、及び各種申請等で取得した個人情報は、当会主催の「SMART MOBILITY CITY 2011（以下「SMC2011」という。）」の運営及び各種業務を円滑に行なう目的に限定し、SMC2011 事務局及び事務局関係者が共同使用致します。取得した個人情報は、法令の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、共同使用者以外の第三者に提供致しません。また、事務局関係者にも取扱いを周知致します。

## 1-4 日程表

内 容	日 程		時間（予定）
	年	期 日	
小間割決定通知	2011 (平成 23 年)	5 月 17 日（火）	—
各種お申込のご案内 (出展者ニュース)		7 月中旬	—
各種提出締切日① (2-11 参照)		9 月 9 日（金）	—
各種提出締切日② * Web 申込 (2-11 参照)		9 月 16 日（金）	—
各種提出締切日③ * Web 申込 (2-11 参照)		10 月 7 日（金）	—
各種提出締切日④ * Web 申込 (2-11 参照)		10 月 28 日（金）	—
開催概要記者発表		11 月 4 日（金）	—
【搬入期間】		11 月 27 日（日）	8：00～24：00
		11 月 28 日（月）	0：00～24：00
		11 月 29 日（火）	0：00～18：00
【報道関係者招待日（プレスデー）】		11 月 30 日（水）～12 月 1 日（木）	9：00～18：00 (予定)
【開会式、特別招待日】		12 月 2 日（金）	9：00～18：00
【一般公開日】		12 月 3 日（土）～11 日（日） < 9 日間 >	月～土 10：00～20：00 日 10：00～18：00 < 最終日は 17：00 閉場 >
【搬出期間】		12 月 11 日（日）	19：00～24：00
	12 月 12 日（月）	0：00～18：00	

※詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

内 容	会 社 名	住 所・連 絡 先
報 道 発 表 プ レ ス ブ リーフィング	一般社団法人 日本自動車工業会 広報室	〒 105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 TEL 03 (5405) 6119, FAX 03 (5405) 6136 <a href="http://www.tokyo-motorshow.com/app/contact">http://www.tokyo-motorshow.com/app/contact</a> <a href="http://www.tokyo-motorshow.com">http://www.tokyo-motorshow.com</a>
規 程 運 営	SMART MOBILITY CITY 2011 事務局	〒 104-0045 東京都中央区築地 1-11-10 TEL 03 (5565) 2837, FAX 03 (5565) 3113 E-Mail : <a href="mailto:smc2011@motor-show.jp">smc2011@motor-show.jp</a>
施 工 消 防	東京モーターショー 東京ビッグサイト事務局 (株)東京ビッグサイト	〒 135-0063 東京都江東区有明 3-11-1 TEL 03 (5530) 1369, FAX 03 (5530) 1222 E-Mail : <a href="mailto:tms@tokyo-bigsight.co.jp">tms@tokyo-bigsight.co.jp</a>
保 税 展 示	(株)石川組 国際部	〒 140-0002 東京都品川区東品川 5-9-4 TEL 03 (3474) 8102, FAX 03 (5460) 9841 E-mail : <a href="mailto:igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp">igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp</a> <a href="http://www.ishikawa-gumi.co.jp">http://www.ishikawa-gumi.co.jp</a>
清 掃 廃 棄 物 処 理	(株)ビッグサイトサービス	〒 135-0063 東京都江東区有明 3-11-1 TEL 03 (5530) 1290 (清掃事業部) FAX 03 (5564) 5430 <a href="http://www.bigsight-services.co.jp/">http://www.bigsight-services.co.jp/</a>
小 間 内 での 食 品 の 取 扱 い	江東区保健所	〒 135-0016 東京都江東区東陽 2-1-1 TEL 03 (3647) 5882 (生活衛生課) FAX 03 (3615) 7171 <a href="http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/">http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/</a>
防 炎 品 防 炎 試 験	(財)日本防災協会	〒 103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-1-5 共同ビル 9F TEL 03 (3246) 1661, FAX 03 (3271) 1692 E-mail : <a href="mailto:koho-shitsu@jfra.or.jp">koho-shitsu@jfra.or.jp</a> <a href="http://www.jfra.or.jp">http://www.jfra.or.jp</a>

## 2. 出展にあたって

### 2-1 小間の割当

- 1) 小間の割当は、出展物の種類、総申込面積、会場の物理的な条件、及び出展者の持ち込む展示キットの条件等勘案して SMC2011 事務局が決定します。
- 2) 出展者の小間面積は、出展申込締切後、割当可能面積を前提に、SMC2011 事務局が調整し決定します。
- 3) 会場構成の都合により、基礎小間単位（約 9㎡）の割当ではなく、割当小間数相当分の面積で割当てる場合があります。
- 4) 出展者は小間の割当に対して苦情の申し出は一切できません。
- 5) 小間割決定後、なお小間に余裕が生じた場合（取消しによって空白となった小間等）は再度割当てをする場合があります。
- 6) 出展者は、割当てられた小間の全部または一部を、有償、無償にかかわらず第三者に譲渡、貸与することはできません。また出展者相互間において交換することもできません。
- 7) 小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割の一部変更することがあります。出展者は、この変更を理由に出展の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。

### 2-2 出展物の条件

ITS、スマートコミュニティ、次世代自動車に関わる製品・技術・システム・サービスなど。

### 2-3 模倣品・偽造品の展示等の禁止

- 1) 第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。）を侵害する物品（以下「模倣品・偽造品」という。）を、展示し、配布し又は上映することその他一切の行為は禁止します。
- 2) 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当し又は該当する可能性が高いと SMC2011 事務局が判断した場合、SMC2011 事務局はその裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる SMC2011 事務局の措置に異議を述べないものとします。
- 3) 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して SMC2011 事務局が行なう調査に、協力するものとします。
- 4) 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

### 2-4 会場及び小間の展示・装飾

- 1) 会場の全般的な装飾（展示部門表示、基礎小間及びその他案内表示、共通通路カーペットの一括施工等）は、SMC2011 事務局が行ないません。
- 2) 個々の小間の装飾は、それぞれの出展者が行なって下さい。出展者は東京都火災予防条例に基づき制定された諸規程に従って下さい。

### 2-5 諸経費の負担と精算

SMC2011 事務局による施工を除いて、出展者の行為に属する費用（出展物の搬入搬出、展示、実演、撤去、廃棄物処理等）はすべて出展者の負担とします。出展者及び代理者は、電気使用料、臨時電話・回線使用料、アンカーボルト使用料、水道使用料、消防設備（煙感知器・消火設備）など、SMC2011 事務局及び東京モーターショー東京ビッグサイト事務局（以下「東京モーターショー事務局」という。）に支払うべき経費があるときは、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。

※詳細は「2-12 諸経費一覧」を参照して下さい。

### 2-6 来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理

- 1) SMC2011 事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等の対策を講じますが、出展者は開催時間中、必ず自己の小間に常駐し、来場者の対応、出展物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
- 2) 特に、土・休日等の混雑時を想定した小間の設計、来場者動線の確保、一方通行誘導等の雑踏対策を講じて下さい。
- 3) 出展者は、小間内の管理責任者、防火管理責任者、火元責任者等を選任し、2011 年（平成 23 年）10 月 7 日（金）までに所定の「小間内責任者届」（Web オンラインページ）より届出を行なって下さい。
- 4) 搬入搬出期間を含めた期間中、火災・事件・事故・盗難・損傷等のあらゆる損害について、SMC2011 事務局はその責任を一切負いません。出展者は控室の施錠や傷害・損害保険への加入など必要な予防措置を講じて下さい。
- 5) 万一事故が発生した場合は、直ちに SMC2011 事務局に届出ると共に、出展者の責任において解決しなければなりません。
- 6) 展示施設は地震発生時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等の初動処置の障害とならないよう安全な施工を行ない、また確認をして下さい。

### 2-7 会期及び開催時間の変更

SMC2011 事務局が特に必要と認めるときは、会期及び開催時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。また、この変更を理由に出展申込の取消しをすることはできません。

## 2-8 開催の中止及び開催内容の変更

### 1) 開催の中止

天災、事変、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、開催を中止することがあります。会期前に中止を決定した場合に限り、SMC2011事務局は弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。但し、中止によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、SMC2011事務局は一切補償しません。

### 2) 開催内容の変更（会期及び会場規模の変更）

天災、事変、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、会期及び会場規模を変更することがあります。但し、会期及び会場規模の変更によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、SMC2011事務局は一切補償しません。

## 2-9 出展者ニュース

出展者への連絡事項、各種申込書類等は、原則、東京モーターショー・オフィシャルWebサイトに東京モーターショー事務局より掲載する「出展者ニュース」にてご案内します。なお、会期中、東京モーターショー事務局より会場で発行される「出展者ニュース」に関しては、出展者小間に書面で届けると同時に東京モーターショー・オフィシャルWebサイトに掲載します。

## 2-10 入場券・入門証

会場への入場は次の方法によります。

### 1) 入場券（予定）

※消費税込

対 象	当 日 券	前 売 券 午後割引券 団 体 券 (20名以上)	出展者前売入場券
一 般	1,500 円	1,300 円	800 円
高 校 生	500 円	400 円	—
中学生以下	無 料		—

### 2) 特別招待券（特別招待日の12：30より有効）

特別招待券、出展者前売入場券の詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

### 3) 出展者入門証

会期中及び搬入搬出期間中有効の「出展者入門証」を、事前に次の割合で無償配布します。会場入場にあたっては、この入門証をはっきりと掲示して下さい。

出展部門	無償配布枚数
SMC2011 出展者	出展小間数 1小間につき 6枚

※出展者入門証が不足の場合は有償にて追加購入ができます。詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

※「出展関係業者バッジ」については「4-1 搬入搬出、7)」を参照して下さい。

## 2-11 提出書類一覧

登録項目	内容
<b>広報資料関係</b>	
出展物リスト	一次締切：出展物、ワールドプレミア・ジャパンプレミアの入力
	最終締切：上記の他、特徴など含む全ての情報を入力
	メディア対応部署リスト
インターネットリンク申込	東京モーターショー Web サイトとのリンクを希望する場合（無料）
<b>出展・展示関係</b>	
小間内責任者届	小間内責任者、防火管理責任者、火元責任者の登録
小間内装飾業者届	小間内装飾業者及び工事責任者の登録
小間設計図届	配置図、平面図、立面図の提出
二階施設設計図届	二階施設を設置する場合
アンカーボルト使用届	アンカーボルト施工を行なう場合
禁止行為解除承認申請	裸火・危険物の使用、持込み
保税貨物明細	出展物等を保税扱いする場合
電気使用申込	電気使用の申込、電気工事設計図の届出
電気工事落成届	電気工事完了後の落成届の提出
給水使用申込	小間内で給水設備を使用する場合
臨時通信設備使用申込	小間内で一般電話、ISDN 回線、光高速通信回線を使用する場合
アンテナ使用申込	地上デジタル放送、デジタル衛星放送を受信する場合
ワイヤレスマイク使用届	ワイヤレスマイクを使用する場合
調査・アンケート実施届	小間外でアンケートを実施する場合
小間内用カーペット購入申込	共通通路と同材質のカーペットを購入する場合
運営計画書	一般来場者を対象とした展示演出を行う場合
<b>入場及び招待者用品</b>	
公式行事参加申込（別途ご案内）	開会式、祝賀レセプションへの参加登録
出展者入門証追加申込	無償配布分以外に追加購入する場合
出展関係業者バッジ申込	出展関係業者バッジの購入
一般入場券、封筒、自動車ガイドブック引換券の申込	出展者価格の前売入場券、ショーロゴ入封筒、自動車ガイドブック引換券（ショー会場内のみ利用可能）を購入する場合
自動車ガイドブック現物申込	自動車ガイドブック（Vol.58）現物の購入
公式記録 DVD 申込	第 42 回東京モーターショー 2011 公式記録 DVD を購入する場合

※各種提出書類（Web オンラインページ）の詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

## 2-12 諸経費一覧

○：全出展者 △：希望者

※消費税込

区分	項目	単価(消費税込)	単位	備考
出展	出展料	○ ブース出展(主催・共催団体会員) 373,800円	小間	
		ブース出展(上記以外) 451,500円	小間	
入場及び招待者用品	出展者入門証	△ 無償配布枚数で不足の場合 3,000円	枚	
	出展関係業者バッジ	△ 100円	個	
	招待者用入場券	△ 1枚 800円	枚	
	招待用封筒	△ 1枚 20円	枚	
	自動車ガイドブック引換券	△ 1枚	枚	単価は別途ご案内
出展・展示	アンカーボルト使用料	△ ホールインアンカー 1本につき 1,050円	本	
	電気幹線工事費	△ 申込容量(電灯・動力とも) 0.1kwにつき 1,860円	kw	
	電気使用料	△ 申込容量(電灯・動力とも) 0.1kwにつき 1,680円	kw	期間を通して
	給水基本設備工事費	△ φ13mm 引込配水管 73,500円	本	
		△ φ20mm 引込配水管 105,000円	本	
		△ φ25mm 引込配水管 136,500円	本	
	給排水使用料	△ 使用水量 1m <sup>3</sup> につき 945円	m <sup>3</sup>	
	一般電話使用料	△ 1台につき 10,500円	台	国際通話料、 超過通話料は除く
	ISDN回線使用料	△ 1回線につき 52,500円	回線	
	光高速通信回線使用料	△ 最大10Mbps 73,500円	回線	
最大100Mbps 105,000円		回線		
アンテナ設備費	△ 地上デジタル放送		波	単価は別途ご案内
	△ デジタル衛星放送			

注) 1. 振込手数料は出展者の負担となります。

2. 各種申込(Webオンラインページ)の詳細については、2011年(平成23年)7月中旬に「出展者ニュース」にてご案内します。

## 3. 小間に関する規程

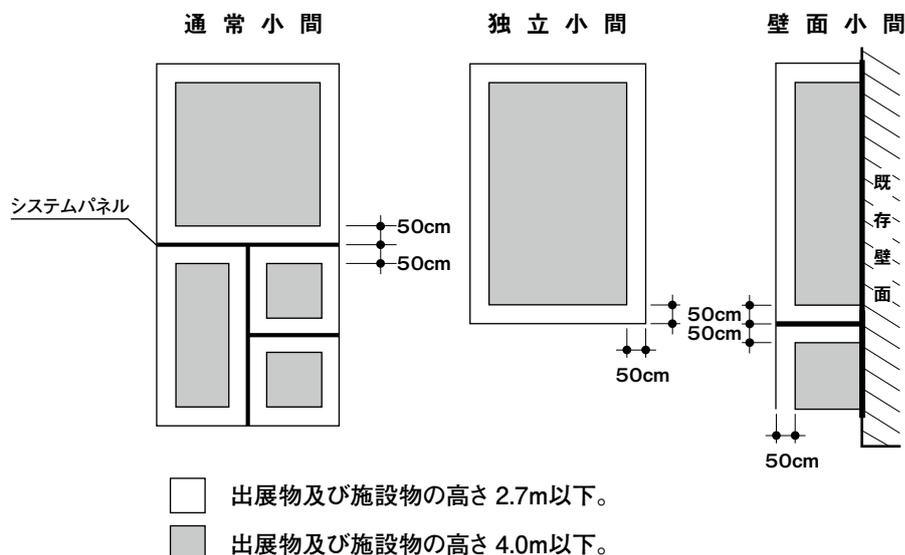
### 3-1 小間の基本構造

- 1) SMC2011 事務局が施設する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、小間の大きさは、間口 2.97m × 奥行 2.97m × 高さ 2.7m とします。(詳細は「3-5 基礎小間図」参照。) 但し「2-1 小間の割当、3)」にある通り、場合により、割当小間数相当分の面積で割当てて場合があります。
- 2) 同一出展者が 2 小間以上連続して使用する場合は小間中仕切及び角小間の側壁は設けません。(共同出展も同一出展者とみなします。)
- 3) 出展者は、SMC2011 事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止します。
- 4) 基礎小間はリース品のため、ショー終了時には原状回復し、残置して下さい。損傷または紛失した場合の損料は出展者の負担とします。

### 3-2 施設物の制限

施設物は、日本の建築基準法、消防法等に基づいた安全なものであることとします。

- 1) あらゆる出展物及び施設物は、下記を除き、基礎小間の外に突出することを禁止します。
  - (1) 基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に取り付ける照明器具及びスピーカー。
  - (2) 小間仕切線（壁面小間の既存壁面に沿った面を除く）より 50cm 以上セットバックした範囲（内側）に設置する高さ 4.0m 以下の施設物。



- 2) 基礎小間（システムパネル）へ直接施設物を取り付ける場合は、カッティングシートの貼付等で原状回復が可能なものに限り、（禁止例：基礎小間を損傷する釘、鋸、穴開け、切断等）
- 3) 重層構造となる施設物  
10 小間以上の出展者（共同出展者は、その合計小間数を基準とする）に限り、高さ 4.5m 以下（小間仕切線より 50cm 以上セットバックした範囲）の二階建施設を設置することができます。施工については、「5-5 二階建施設」の設置条件を厳守して下さい。
- 4) 床
  - (1) 小間内はバリアフリーに配慮した設計または運営計画として下さい。
  - (2) 来場者が通行する床を床上げする場合は、角の処理など躓き防止の安全対策を講じて下さい。
- 5) 照明  
出展物に対する照明は自由としますが、来場者の危険防止には充分留意して下さい。
- 6) 既設建物の利用  
既設の建物より、出展物、装飾施設物等を吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止します。
- 7) 柱の利用  
小間内の既設の柱を装飾する場合は、高さ制限「上記 1)、3)」を厳守するとともに、排煙窓開閉装置のある場合は操作が可能な状態にして下さい。なお、柱に直接装飾を施工することはできません。

### 3-3 スペックボードの表示

車両を出展する場合は、下記の項目については最低限表示して下さい。(自動車公正取引協議会・表示規約マニュアルによる)その他の項目の表示に関しては任意とします。また表示は和英併記として下さい。

#### 1) 市販車

日本語	English
車名及び型式	Model
エンジン型式 / モーター形式	Engine model / Motor model
排気量 (L) / 排出ガス量 (g/km)	Displacement (L : g/km)
トランスミッションの形式、変速段数	Transmission type
燃料供給装置の形式 / 駆動用バッテリー種類	Fuel system / Traction battery type
燃料消費率 (km/l : EV の場合 Wh/km) (例) 10・15 モード燃費 (国土交通省審査値) (例) JC08 モード燃費 (国土交通省審査値)	Fuel consumption (km/l:Wh/km for EV) (Ex.) 10・15 mode Fuel consumption (Ex.) JC08 mode Fuel consumption
車両重量 (Kg)	Gross vehicle weight (Kg)
主要燃費向上対策 (筒内直接噴射、希薄燃焼等)	Main fuel economy improvement measures (direct injection,lean burn,etc.)
プレミアムガソリン使用の場合はその旨	Fuel type
東京地区希望小売価格 (¥) ※諸費用が価格に含まれない等を明記。 ※未定の場合は「価格未定」と記入。	Suggested retail price in the Tokyo area (¥) *Indicate "taxes and incidental expenses not included" *Indicate "to be determined" if price has not been set.
製造事業者の名称	Manufacturer

2) 参考出展：市販以外の物については「参考出展」と表示して下さい。

### 3-4 小間設計図の提出

施設物の制限など規程解釈の相違等による違反、または展示演出、音響設備の設置等に伴う保安上及び隣接出展者への迷惑等で問題が生じないように、出展者は企画・設計が変更可能な段階で、下記資料を東京モーターショー事務局に2部提出し、その承認を得て下さい。但し、最終提出期限は2011年(平成23年)10月7日(金)とします。なお、承認された資料が変更された場合は、速やかに資料を再提出し、改めて承認を得て下さい。

「小間設計図届」

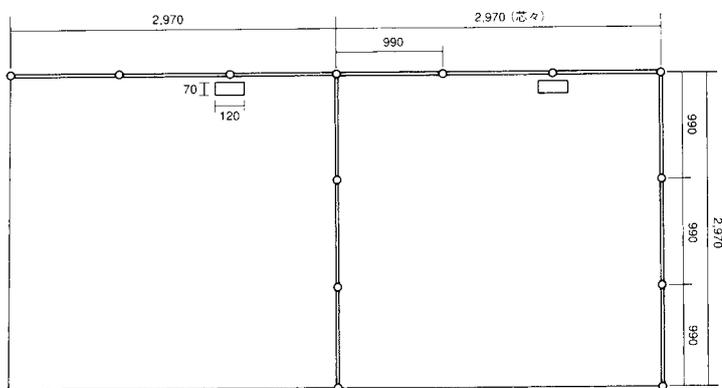
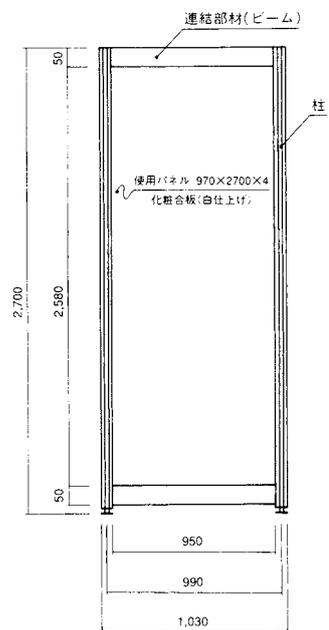
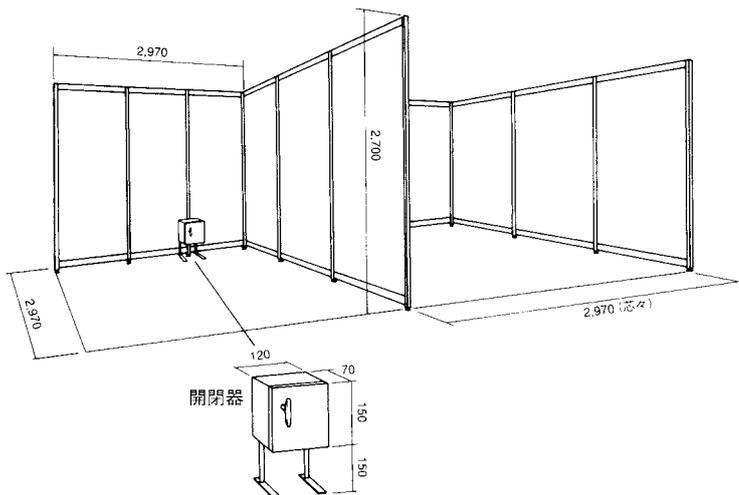
施設物の平面図、立面図、出展物・施設物の配置図で縮尺・寸法の明確なもの。

※展示機器・部材・素材の名称を表示して下さい。

※言語は日本語又は英語とします。

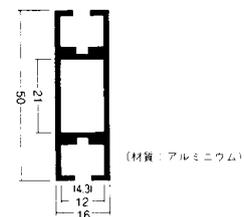
3-5 基礎小間図

※単位：mm

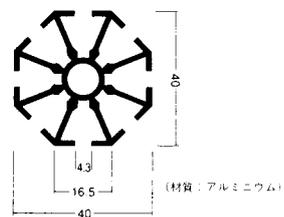


基本小間型

○連結部材(ビーム)



○柱(ポール)



## 4. 搬入搬出

### 4-1 搬入搬出

東京モーターショー事務局は、会期中及び搬入搬出期間中、ホール事務局を置き、出展者の対応を行いません。

#### 1) 搬入期間

出展物の搬入及び展示施設の施工期間は次の通りとします。

2011年(平成23年)11月27日(日)8:00～29日(火)18:00

#### 2) 搬出期間

会期終了後の出展物及び施設物の搬出期間は、2011年12月11日(日)19:00～12日18:00までとします。

※出展者の搬出時刻までに撤去されない出展物及び施設物については、SMC2011事務局で適宜処分し、その撤去費用は出展者の負担とします。

#### 3) 搬入搬出期間の作業時間

原則として8:00より18:00までとします。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は、当日の17:00(早朝の場合は前日の17:00)までにホール事務局に届け出て下さい。

#### 4) 会期中の搬入搬出及び施工

会期中特別に出展物の搬入搬出を行なう場合は、ホール事務局に報告し、作業は閉場30分後から開場1時間前の開催時間外に行なって下さい。

(1)出展車両の入替などを行なう場合は、共通通路カーペット等を汚損しないよう注意して下さい。

(2)エンジンを始動して車両を移動する場合は、安全・換気に留意して最小限度の範囲で行なって下さい。

#### 5) 深夜時間帯の残業(有料)について

搬入搬出期間を除く、会期中の深夜時間帯の残業は有料とします。

(1)対象期間 : 2011年(平成23年)12月5日(月)22:00～12月11日(日)7:00

(2)対象時間 : 22:00以降、翌朝7:00までの間

(3)残業単価 : 10,500円/時間(消費税込)

※ホール事務局への届出制とし、後日出展者に請求します。

※残業申請時間内はホール照明を半灯とし、終了時刻をもって消灯とします。

#### 6) 作業上の留意事項

(1)作業にあたっては出展者の立ち会いを条件とします。運送業者等に委託する場合も同様とします。

(2)重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、「5-4 重量物の展示」に基づき床面に集中荷重がかからないよう分散措置をして下さい。特にクレーン車等は車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず養生板を敷いて下さい。なお、展示ホール内のビット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止します。

(3)会場内は禁煙とします。喫煙は所定の喫煙所を利用して下さい。

(4)塗料等の危険物の持込みは補修用等、一部の塗料に限定し、必要最小限として下さい。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備して下さい。

(5)アセチレン、アーク溶接等を用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には可燃物を置かないで下さい。

(6)通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないで下さい。

(7)作業に従事或いは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴、高所作業時には安全帯等を着用し、事故のないよう十分注意して下さい。

(8)フォークリフト等の特殊自動車の運転は有資格者が行ない、安全運転に留意して下さい。

(9)施工終了後は、展示ホール壁沿いに台車、はしご、ローリングタワー、資材箱、工具箱、塗料等の放置が無いよう、管理を徹底して下さい。

#### 7) 出展関係業者バッジ

(1)会場内で作業にあたる作業員は、SMC2011事務局指定の「出展関係業者バッジ」を常時着用して下さい。

(2)出展関係業者バッジの事前購入「1個100円(消費税込)」は、所定の書式(Webオンラインページ)よりお申込下さい。

(3)有効期間：搬入搬出期間及びプレスデーを含めた会期中の開催時間外(閉場30分後から開場1時間前まで)

#### 8) 自社小間への荷物の送付

物品等を会場に送付する場合は、送り状に小間番号、担当者の会場での連絡先を明記の上、各社出展ブースで直接お受け取り下さい。SMC2011事務局では物品の預かり・保管は一切できません。

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト  
東京モーターショー SMART MOBILITY CITY 2011  
西展示棟 西4ホール 小間番号〇〇〇  
出展者名〇〇〇〇〇〇〇〇  
担当者名〇〇〇〇〇〇  
携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
※宛先には必ずホール名・小間番号・社名・受渡日時をご記入下さい。

## 9) 搬入搬出車両

### (1) 車両の経路

※搬入搬出車両の入場等、詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

### (2) 西4ホール搬入・搬出口のスロープ利用規制

会場へ車両を乗り入れる際のスロープ通行は、荷崩れ・スリップなどによる事故防止のため、下記のこと必ず厳守して下さい。

① 通行可の車両は車両総重量 10 t (自重 + 積載重量 ≤ 10 t) までとします。

② 上り・下り車線とも、前の車両がスロープを通過したことを確認してから、通行して下さい。

※スロープ幅員 7.2m (片側 3.6m) 最大傾斜角 13.1%、7.5°

### (3) 人員輸送車両

人員輸送のための車両 (バス、乗用車、二輪車) は搬入搬出期間、会場内への乗り入れ及び駐車は禁止します。最寄りの駐車場を利用して下さい。

### (4) 開催時間中の会場内への車両乗入れ

開催時間中は会場内には緊急作業等の車両を除いて、原則として車両の乗入れ、駐車を禁止します。やむを得ずカタログ等を搬入する場合は手押しの台車等で行なって下さい。

### (5) 開催時間外の会場内への車両乗入れ

開催時間外の会場内への車両乗入れについては「出展者ニュース」にてご案内します。

### (6) 搬出車両

搬出車両の会場内乗入れについては「出展者ニュース」にてご案内します。

## 4-2

### 保税貨物の展示

海外からの出展物及び展示資材等をショー終了後ただちに積み戻す場合は、通常の輸入通関をせずに、展示等申告 (運送申告) することにより、保税貨物として展示することができます。

#### 1) 保税展示場の申請

展示会場については保税展示場の許可申請を行ないますので、保税貨物を展示する出展者は、2011年 (平成23年) 9月16日 (金) までに所定の「保税貨物明細」(Web オンラインページ) より届出を行なって下さい。期日までに保税貨物の届出がない場合は、展示ができないことがありますので十分留意して下さい。

#### 2) 保税展示の手続き

出展者が会場へ保税貨物を持込むまでの通関業者、荷扱業者の選定は自由ですが、会場内での保税貨物に係る手続き (通関・運送) については下記の通関業者に委託しますので、下記業者を利用して下さい。

(株) 石川組  
国際部  
〒140-0002 東京都品川区東品川 5-9-4  
TEL.03-3474-8102  
FAX.03-5460-9841  
e-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp

## 4-3

### 廃棄物の処理

出展者のショー期間中 (搬入搬出期間を含む) に発生する残材・廃棄物は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等に従って、出展者の排出責任と費用負担で適切に処理して下さい。産業廃棄物の処理を廃棄物処理会社に委託する際は、廃棄物管理表 (マニフェスト) を交付し、委託した廃棄物が最終処分された事を確認して下さい。出展小間内清掃及び廃棄物収集運搬に関するご相談は、(株) ビッグサイトサービス (「1-5 問い合わせ一覧」参照) でも受け付けます。

企画・デザイン段階から廃棄物削減を考慮し、3R (リデュース (削減)、リユース (再利用)、リサイクル (再資源化)) の推進に努め、産業廃棄物の処理委託にあたっては、極力リサイクルができる処理方法を選択しリサイクル率の向上に努めて下さい。

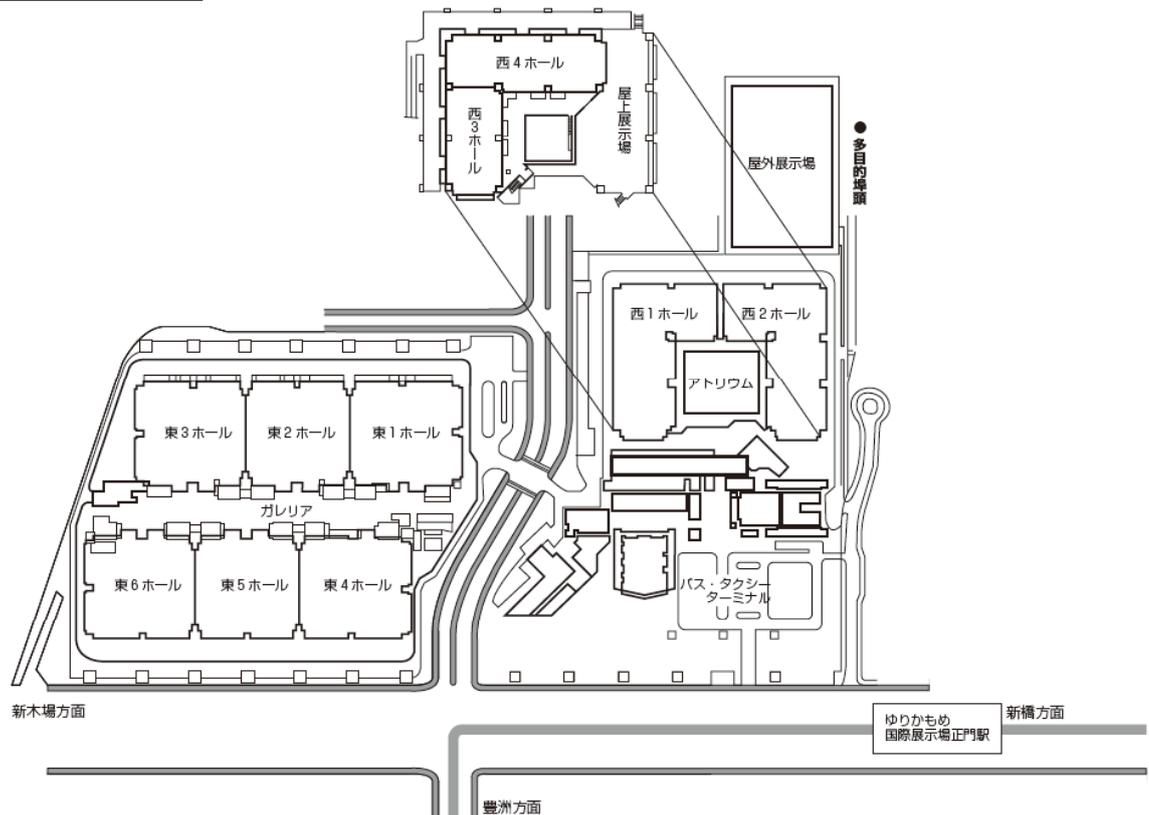
# 5. 施工

## 5-1 東京ビッグサイト施設諸元

### 西展示棟ホールデータ

	西1ホール	西2ホール	西3ホール	西4ホール	アトリウム	屋外展示場	屋上展示場
展示面積	8,880㎡	8,880㎡	4,680㎡	6,840㎡	2,000㎡	9,000㎡	6,000㎡
天井高	12m	12m	13m (最低部) 18m (最高部)	13m (最低部) 18m (最高部)	23m		
耐積載重量	5 t/㎡	5 t/㎡	2 t/㎡	2 t/㎡	0.36t/㎡	5 t/㎡	2t/㎡
搬入出口	5	5	2	4			
ホール内設備	放送設備、空調設備、防災設備、その他						
ピット内設備	西1・2／電気、給排水、圧縮空気、ガス、通信、光高速通信サービス、TV 共聴 西3・4／電気、通信、光高速通信サービス、TV 共聴						
付帯設備	主催者事務室、商談室、休憩更衣室、給湯室、救護室						

### 1F 平面図

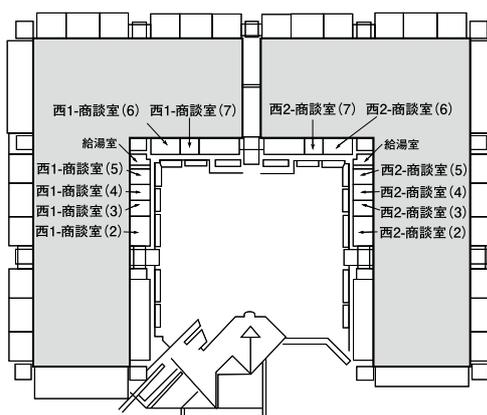


[ 西展示棟 ]

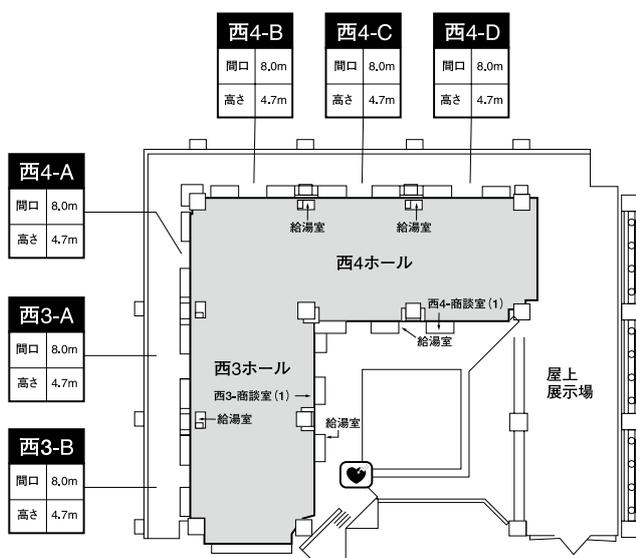
1F



2F



4F



## 5-2 展示ホール建物に係わる工作

- 1) 既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止します。また天井・壁・柱・扉・窓・ガラス・梁・可動間仕切・ピット内への直接工作は禁止します。
- 2) 消火栓・消火器・放水銃・火災報知器・誘導灯・排煙窓開閉装置等の防災設備周辺及び点検口周辺は、出展物等で隠蔽しないで下さい。また、防災上の諸活動並びに避難誘導等の障害をきたさないよう工作して下さい。
- 3) 空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、出展物等で隠蔽しないで下さい。

## 5-3 床面工事 (アンカーボルトの使用)

展示ホールでは施設物の固定等のため、アンカーボルト（ホールインアンカーのみ使用可）を使用することができます。

### 1) 使用申込

アンカーボルトを使用する場合は、2011年（平成23年）10月7日（金）までに所定の「アンカーボルト使用届」（Webオンラインページ）より届出を行なうとともに、「アンカーボルト使用位置図」を東京モーターショー事務局に2部提出して下さい。また、設営後に変更があった場合には、すみやかに「アンカーボルト使用位置図」をホール事務局に2部提出して下さい。

### 2) 留意点

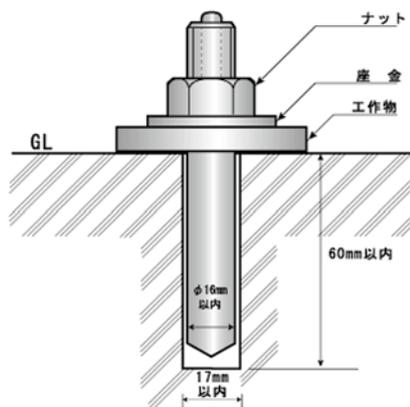
- (1)アンカーボルトの床面への打設は、直径16mm以内、深さ60mm以内のホールインアンカーのみ可能です。（※設置箇所により、上記仕様と異なる場合もあります。）
- (2)規格以外のアンカーボルト（例：グリップアンカー、ケミカルアンカー、めねじアンカー）やコンクリート鋺、コンクリートビス、ドライピット鋺等の打設は禁止します。
- (3)ピット及びその周辺部（ピット端部から200mmまで）へのアンカーボルトの打設はできません。

### 3) 全面的に禁止している事項

- (1)床面に掘削、はつりをすること
- (2)ドリル径17mmを超える穴あけ
- (3)建物の壁面、床面及び柱面に直接塗料を塗ること
- (4)カーペット等の裏面に接着剤を塗布して貼り付けること
- (5)その他建物の構造上あるいは管理・運営上、承認できない一切の作業

### 4) 原状回復

- (1)アンカーボルトは、床面から出ている頭部をサンダーで切断してください。ハンマーでの打ち込みやガス溶断による切断は床面を痛めるので禁止します。
- (2)出展者が原状回復を行なわなかった場合、SMC2011事務局が任意で処理しますが、その費用は後日出展者に請求します。



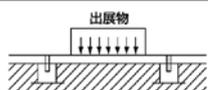
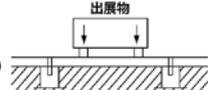
### 5) 使用料

床復旧協力費として、アンカーボルト使用料を会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。  
※アンカーボルト使用料：1本につき1,050円（消費税込）

## 1) 重量制限

各展示ホールでは施設構造上、重量展示物に際して一部制限がありますので、以下の設置方法及び養生方法を確認の上、出展物の配置を計画して下さい。また、2t以上の出展物がある場合は東京モーターショー事務局にご相談下さい。

西4ホール	
床面仕上げ	コンクリート
耐積載重量	2t/m <sup>2</sup>
アンカーボルト	打設可 (φ 16mm 以内、深さ 60mm 以内、ピット蓋上不可) ※設置箇所により、上記仕様と異なる場合もあります。
出展物の重量制限	出展物の単体重量が6t以上の場合は東京モーターショー事務局までご連絡下さい。出展物の単体重量が2tから6tの場合、隣り合う出展物との間隔が3m以上必要です。このため、東京モーターショー事務局は出展物の設置場所等の調整をすることがあります。
車両の乗入れ	総重量 (自重+積載重量) が10tを超える車両の乗入れはできません。

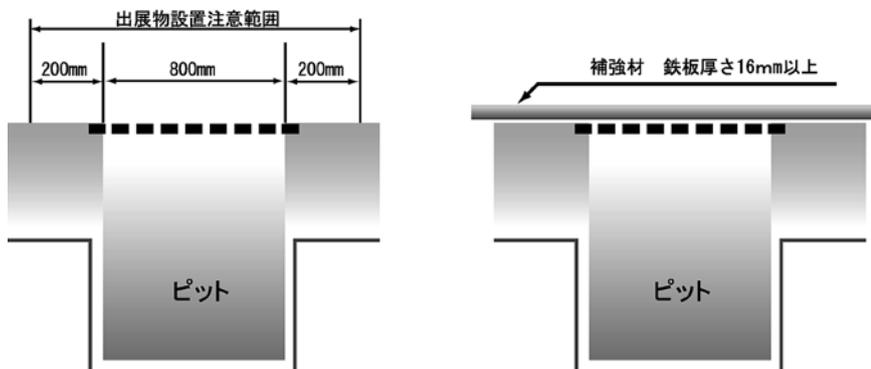
設置方法	最大積載重量		
	6m × 18m区画	6m × 12m区画	6m × 10m区画
べた置き (均等荷重置き) 	80t	50t	40t
支柱置き (集中荷重置き) 	60tまで かつ 1支柱8tまで	35tまで かつ 1支柱8tまで	30tまで かつ 1支柱8tまで
*ピットの上には支柱を立てないこと			

## 2) 展示物設置時の制限

- (1) 吊り上げクレーンの乗り入れは、クレーン付き中型トラック (ユニック等) 以下とします。
- (2) ピット蓋及びその付近には、アウトリガーベースを載せないで下さい。
- (3) 床面の保護のため、アウトリガーベースは直接床面に置くのではなく、養生をした床面に載せるようにして下さい。

## 3) ピット及びその周辺部

西4ホールは1t以上の出展物がピット及びその周辺部の上部に載る場合は下図に示す要領で補強して下さい。詳細は東京モーターショー事務局へお問い合わせください。



※出展物設置注意範囲をカバーするように補強材の鉄板を設置して下さい。

重層構造となる施設は、二階建施設に限り設置できます。設置にあたっては下記事項を厳守し、また来場者の安全にはより一層の配慮をして下さい。

### 1) 二階建施設の定義

二階建施設とは重層構造となる工作物で、上層は人の利用があり、且つ床高が2.1m以上のものとします。但し、2.1m未満でも下層を来場者の通行、出展物の展示または控室等、何らかの用途に使用するものは、二階建施設と見なします。

### 2) 二階の床面積

二階の床面積は、付帯する階段及びスロープの面積を含め、500㎡以下として下さい。

### 3) 高さ制限

高さ制限（「3-2 施設物の制限」参照）を厳守して下さい。

### 4) 設計及び構造

二階建施設の設計にあたっては、安全性に十分配慮して下さい。また次項の表「(1)~(9)」を厳守し、これ以外についても、日本の建築基準法に準じた構造として下さい。

5) 来場者用として昇降機（エレベーター等）を設置する場合は、建築基準法に適合したものを使用して下さい。なお、この場合消防設備の設置が必要となる場合があります。

### 6) 天井構造

小間内に天井等を設置することで、スプリンクラー等消防設備を妨げると判断された場合、別途、火災感知器、補助散水栓、パッケージ型消火設備の設置が必要となります。

### 7) 図面申請

二階建て構造物の設置を希望する場合は、2011年（平成23年）10月7日（金）までに東京モーターショー事務局に小間装飾の図面2部を提出して下さい。東京モーターショー事務局は施設構造上の問題をチェックし、異常ない場合に関して二階建てを承認します。なお、設置には以下の各種条件があります。

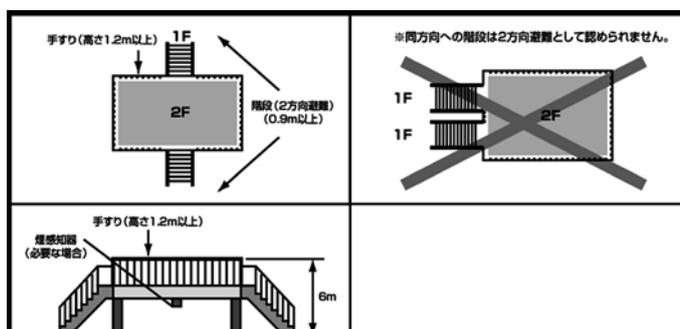
#### (1)設置要件

二階建て構造物は、高さ1.2m以上の手すりを含めて、最上部が高さ6.0mまでとします。

#### (2)施工上の設置条件

消防法に基づく安全性を確保するため以下の条件を満たさない場合は二階建て構造は認められません。

- ① 2重天井構造としないこと。
  - ② 二階部分については、用途を事務局・応接室等の特定の来場者が利用するためのものに限ること。（更衣室、ストックヤード、展示物の展示は不可。）
- ※但し、特定の来場者のみを対象とする場合に限り、展示物の展示が認められる場合があります。この場合においては、事前に東京モーターショー事務局に図面を提出し協議して下さい。
- ③ 周囲の他社出展者に対する十分な配慮を伴った構造とすること。
  - ④ 二階部分には幅員90cm以上の階段を2ヶ所以上設けること。
  - ⑤ 二階部分及び階段には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すり等の防護柵を設けること。
  - ⑥ 階段付近に避難口誘導灯または誘導標識を設置すること。
  - ⑦ 二階部分は、2方向の避難が可能な作りとし、避難方向のわかる標識（高輝度誘導標識等）を設置すること。
  - ⑧ 柱及び梁は、鉄骨構造の不燃材とし十分な強度を有するものとする。
  - ⑨ 自動火災報知設備の感知器等の感知障害となる場合は、感知器を設置すること。
  - ⑩ 一階部分が、スプリンクラー設備等の散水障害となる場合は、補助散水栓またはパッケージ型消火設備を設置すること。
  - ⑪ 二階部分には、パッケージ型消火設備を設置し、大衆から確認でき、操作可能な配置とすること。また、歩行距離20m毎に別途消火器を設置すること。
  - ⑫ 避難上必要な非常照明を設置すること。



■二階建設の設置要件

項 目	SMC2011 出展者 (共同出展小間を含む 10 小間以上の出展者)								
(1)利用目的	事務・応接室等の特定の利用者に限定								
(2)構造設計	①柱、梁、階段、床等の主要構造部分は鉄骨造として下さい。 ②構造設計における仮定荷重は自重のほか、下記による積載荷重を加えた外力に対して、安全な構造として下さい。								
(3)積載荷重 ※ 1 N ≒ 0.102kg	床荷重用 : 2,900N/m <sup>2</sup> フレーム、基礎用 : 1,800N/m <sup>2</sup> 地震力用 : 800N/m <sup>2</sup>								
(4)柱及び基礎の設計	<p>①展示ホール床の構造及び許容荷重は、「5-4 重量物の展示」に示されるように、20kN/m<sup>2</sup> (長期) となっています。</p> <p>②二階を支える柱 (柱に替わる壁、階段梁等を含む) は、各々の軸方向力に応じて、上記の許容荷重以内となるようにベースプレートの大きさを調整して下さい。また、ベースプレートは必ず床面コンクリート部分にアンカーボルトで緊結して下さい。</p> <p>③ベースプレートがピットにあたる場合は、プレートの大きさはピットで完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適正な幅とし、厚さは 22mm 以上の鋼板、もしくは形鋼のリブ材で補強された鋼板として下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">軸力</th> <th style="text-align: center;">ベースプレート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49kN 以下</td> <td>大きさは 45cm 角以上、厚さ 12mm 以上の鋼板として下さい。</td> </tr> <tr> <td>98kN 以下</td> <td>大きさはピット平行方向に 2 m 以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。</td> </tr> <tr> <td>98kN を超える場合</td> <td>ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して 22mm 以上の鋼板として下さい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※但し、材料、工法、補助方法等について、事前に(株)東京ビッグサイトと協議を行ったものについては、この限りではありません。</p>	軸力	ベースプレート	49kN 以下	大きさは 45cm 角以上、厚さ 12mm 以上の鋼板として下さい。	98kN 以下	大きさはピット平行方向に 2 m 以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。	98kN を超える場合	ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して 22mm 以上の鋼板として下さい。
軸力	ベースプレート								
49kN 以下	大きさは 45cm 角以上、厚さ 12mm 以上の鋼板として下さい。								
98kN 以下	大きさはピット平行方向に 2 m 以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。								
98kN を超える場合	ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して 22mm 以上の鋼板として下さい。								
(5)階段	<p>①二方向への有効な避難階段を設け、一階部分には共通通路に面した避難動線用の十分なスペースを小間内に設けて下さい。</p> <p>②階段の構造は、幅 90cm 以上、蹴上げ 18cm 以下、踏面 26cm 以上として下さい。</p> <p>③スロープとする場合は、勾配は 1/8 以下とし、床面は粗面仕上げとします。</p> <p>④階段の両側には転落防止のため、高さ 1.2 m 以上の手すり等の防護柵を設けて下さい。</p>								
(6)一階外周部	一階は密閉せず、外周総壁面積の 50% 以上は開放した設計として下さい。								
(7)二階天井	二階には、ルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張りは設置を禁止します。								
(8)内装制限	一、二階の内装材は下地、仕上げ共に建築基準法で定める準不燃材料または不燃材料として下さい。								
(9)二階手摺	二階部分には高さ 1.2 m 以上の堅固な手すり等を設けて下さい。								

8) 二階への人数制限

二階の利用は、出展者が適正な人数に規制管理して下さい。また、利用人数を通行可能な二階床面積 1m<sup>2</sup>あたり 1.5 人以下に制限すると共に混雑対策、避難誘導用の係員を配置して下さい。

### 1) 展示施設の材料（防災規制）

装飾資材

・防災上、使用する装飾資材は下記の事項に注意して下さい。

- (1)合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防災性能を有したもので、表面に総務省令消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防災品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防災」の文字を付したものを使用して下さい。
- (2)防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。但し、薄い布紙を防災合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。
- (3)展示用合板、カーテン、幕類、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、防災物品は、消防庁長官の登録を受けたもの、テント類では防災製品認定委員会の認定を受けたものを使用して下さい。会場での防災加工は禁止します。
- (4)防災表示は、カーテン等の防災物品の各々に付けて下さい。この場合の表示は、総務省令消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号及び当該物品の防災性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限りです。
- (5)ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロン等の石油・化学製品は極力使用しないで下さい。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除外します。
- (6)特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちのうえ、2011年（平成23年）10月7日（金）までに東京モーターショー事務局までご連絡ください。日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。やむを得ず海外で認定された装飾資材を使用する場合は、認定証明書のコピー、証明書の和訳文及び製品のサンプルを（財）日本防災協会にご提出いただき、防災認定等を受けて下さい。
- (7)火気を使用する工事には、消火器を設置して作業を行ない、当該工事は、必要最小限として下さい。また、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないで下さい。



### 2) 火元責任者の選定（全出展者）

出展者は小間内の安全確認（特に最終退出時）の責任者として火元責任者を定め、2011年（平成23年）10月7日（金）までに所定の「小間内責任者届」（Web オンラインページ）を行なって下さい。なお、火気・危険物品のない出展者も、必ず火元責任者を記入のうえ提出して下さい。

### 3) 禁止行為

各展示ホール内は東京都火災予防条例により、以下の3つの行為が禁止されています。

- (1)喫煙
- (2)裸火の使用
- (3)危険物品の持ち込み

出展物の実演のためにやむを得ない場合に限り、消防署の承認を受けた後に、「(2)裸火の使用」、「(3)危険物品の持ち込み」の禁止行為を解除できる場合があります。しかし、立入検査の際に防火管理、危険防止措置が不完全な場合は、設備の改修、使用禁止等が命ぜられ、承認されないことがあります。

### 4) 喫煙

会場内は、小間内、ホール内、共用部分も含め、搬入出期間及び会期中とも全面禁煙です。喫煙は所定の場所にて行なうようご協力お願いします。

### 5) 火気・危険物品使用の解除に伴う届出

会期中に、火気・危険物品を取り扱う出展者は、2011年（平成23年）10月7日（金）までに所定の「禁止行為の解除承認申請書」（Web オンラインページ）を提出して下さい。この届出書類は東京モーターショー事務局が一括して消防署に提出し、審査を受けます。開催前日に立入検査がありますので必ず立会いをお願いいたします。

ご協力をお願い！ ～危険物品の使用量を締切厳守で申請して下さい～

- ・消防署への申請は、出展者単位ではなく、展示会として東京モーターショー事務局で一括申請します。よって、1社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、締切厳守で申請して下さい。
- ・危険物品の種類・数量・位置や機械ごとの距離が明確にわかる資料を提出して下さい。（危険物を保管するストックルームや内蔵または露出する機械等を含めた小間レイアウト）
- ・持ち込み数量は必要最小限として下さい。危険物の持ち込み可能数量は、幅5.0m以上の通路で区画されたエリアごとに定められており、これを超える数量を持ち込むことはできません。（P.21【消防法別表第一に定める危険物（抜粋）】の表参照）
- ・上記エリアごとで指定数量を超える場合には、出展者の持ち込み数量等を調整いたします。あらかじめご了承下さい。

## (1)裸火の使用

### ①裸火の定義

- ・ 気体、液体、固体燃料を使用し、炎・火花を発生させるもの、または器具の発熱部を外部に露出するもの。
- ・ 電気を熱源とする器具では、発熱部が灼熱して見えるもの（発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアドライヤー、オープン等を除く）及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた時着火するおそれのあるもの（発熱部約 400℃以上）。

### ②裸火使用の要件

#### <使用単位>

- ・ 各展示ホール内は使用限度(kcal/h)が定められております。一定の使用限度を超えることが想定される場合は、使用制限を行うことがあります。
- ・ 火気使用設備の実演使用は、同一小間における同一機種一点のみとします。
- ・ 装飾としてのキャンドル・アルコールランプ等は使用できません。

#### <使用位置>

- ・ 周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保して下さい。
- ・ ホール避難口、危険物品、及びその他易燃性物品から 5.0m 以上の距離を確保して下さい。但し、不燃材料による壁で防火上有効に遮断した場合は除きます。
- ・ 可燃物が転倒または落下する等の恐れがない場所で使用して下さい。
- ・ 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用して下さい。

### ③安全措置

- ・ 火元責任者等による監視及び使用後の点検等の体制を講じて下さい。
- ・ 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じて下さい。
- ・ 裸火を使用する小間毎に消火器（※能力 2 単位以上）を配置して下さい。
- ・ 火気器具はその特性、性能等が明確でかつ安全性を確認して下さい。
- ・ ガス器具を使用する場合は、器具の直近に使用者が消火器・ガス漏れ警報機を設置して下さい。
- ・ ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジまたは溶接とし、床面に固定して下さい。但し金属管とそれ以外の管を接続する場合は、差込接続として下さい。
- ・ 液化石油ガスの容器は、容器組込型（カートリッジタイプ）として下さい。
- ・ 排気筒は屋外に出して下さい。
- ・ 火炎を出すものは火炎の長さが 10cm 以下として下さい。
- ・ 火花を飛散させるものは不燃材で飛散防止措置を講じて下さい。
- ・ 液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、開場時間中は絶対に給油しないで下さい。
- ・ 裸火は入場者等に危険を及ぼさないよう防護措置を設けて下さい。

## (2)危険物品の持込み（※ 出展物等のタンク内の燃料や潤滑油等も危険物品となります。）

### ①危険物品の定義

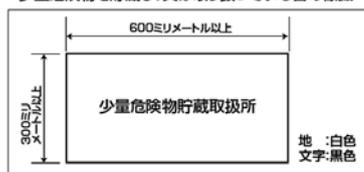
- ・ ガソリン、軽油等引火性液体類、酸化性固体・液体等消防法別表第 1 に掲げる危険物（P.21【消防法別表第一に定める危険物（抜粋）】の表参照）
- ・ 火災予防条例別表第 7 に掲げる可燃性液体類及び可燃性固体類
- ・ 火薬取締法（昭和 25 年法律第 149 号）で定める火薬、爆薬、火工品及びがん具用煙火
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガス等可燃性ガス

### ②少量危険物の小間内表示について

消防法により「少量危険物貯蔵取扱所」と認められた場合、出展者は小間内に下記少量危険物取扱い及び火気厳禁の表示を設置しなければなりません。なお、標識は東京モーターショー事務局で作製いたします。

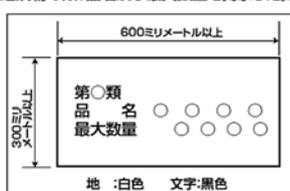
#### <火災予防条例施行規則別表 1>

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



#### <火災予防条例施行規則別表 2>

少量危険物の類、品名及び最大数量を掲示した揭示板



火気厳禁の揭示板



③危険物品の位置

- ・ホール避難口から危険物は水平距離 6.0m 以上、その他の危険物品は 3.0m 以上の距離を確保して下さい。但し、耐火構造の壁で防火上有効な遮断をした場合を除きます。
- ・危険物品は火気使用場所から水平距離で 5.0m 以上の距離を確保して下さい。但し、不燃材料で防火上有効な遮断をした場合を除きます。

④安全措置

- ・火元責任者等による監視及び点検等の体制を講じて下さい。
- ・危険物品を持ち込む小間ごとに適応する消火器（※能力 2 単位以上）を配置して下さい。  
※下図の様な消火器に貼付されたラベルの能力単位欄において、A に続く数字が 2 以上である消火器のこと

記載例

型式番号	消第〇〇号
製造年	2010 年
製造番号	12345
能力単位	A - 〇 ・ B - 〇 ・ C
放射距離	3 ~ 6 m

- ・液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定して下さい。
- ・液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じて下さい。
- ・接触、混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わないで下さい。
- ・開場時間中は、液体危険物の補給を行わないで下さい。
- ・出展物等のタンク内の燃料は必要最小限として下さい。
- ・がん具用煙火は他の物品と混在させず、蓋のある不燃材の容器で取り扱って下さい。
- ・水素を主体とした燃料電池等を展示物又は装飾物として会場内に持ち込む場合は、事前に東京モーターショー事務局まで相談して下さい。
- ・その他、危険物品の性状に応じた対応策を講じて下さい。

【消防法別表第一に定める危険物(抜粋)】

類別	品名	性質	指定数量 (ℓ)	少量危険物 該当数量 (ℓ) ※指定数量の 1/5 以上	備考
第 四 類	特殊引火物	—	50	10	ジエチルエーテル等
	第 1 石油類	非水溶性液体	200	40	ガソリン等
		水溶性液体	400	80	
	アルコール類	—	400	80	アルコール度数 60% 以上
	第 2 石油類	非水溶性液体	1,000	200	切削油、灯油、軽油等
		水溶性液体	2,000	400	
	第 3 石油類	非水溶性液体	2,000	400	潤滑油、重油等
水溶性液体		4,000	800		
第 4 石油類	—	6,000	1,200	ギヤー油、シリンダ油等	
動植物油	—	10,000	2,000	—	

※指定数量以上の持込は認められません。

特殊引火物	ジエチルエーテル、二硫化炭素、その他 1 気圧において、発火点が 100℃ 以下のもの又は引火点が零下 20℃ 以下で沸点が 40℃ 以下のもの
第 1 石油類	アセトン及びガソリンの他 1 気圧において、引火点が 21℃ 未満のもの
アルコール類	エタノール他、アルコール濃度 60% 以上のもの
第 2 石油類	灯油、軽油の他 1 気圧において、引火点が 21℃ 以上 70℃ 未満のもの
第 3 石油類	重油及びクレオソート油の他 1 気圧において、温度 20℃ で液状であるもので引火点が 70℃ 以上 200℃ 未満のもの
第 4 石油類	ギヤー油及びシリンダ油の他 1 気圧において、温度 20℃ で液状であるもので引火点が 200℃ 以上 250℃ 未満のもの
動植物油	動物の脂肉等又は植物の種子もしくは果肉から抽出した 1 気圧において、引火点が 250℃ 未満のもの

# 6. 設備

## 6-1 電気

### 1) 電気使用申込

自社の出展小間に電気を希望する場合は、2011年（平成23年）10月7日（金）までに、所定の「電気使用申込」（Webオンラインページ）より申込を行うとともに、「電気工事設計図」を東京モーターショー事務局に2部提出して下さい。また、「電気工事設計図」の図面協議を電気工事業者の立ち会いの上で実施します。会場、時間等はSMC2011事務局から別途連絡します。（2011年（平成23年）10月中旬を予定）

### 2) 電気供給限度及び電気方式

(1)電気幹線工事（一次工事）にて供給する電気方式、周波数は次の通りです。

供給区分	電流値	周波数	電圧	電気方式
展示電灯	30A まで	50 ヘルツ	100V	交流単相 2 線式
展示電灯	30A 超過	50 ヘルツ	100V・200V	交流単相 3 線式
展示動力	すべての電流値	50 ヘルツ	200V	交流 3 相 3 線式

(2)定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出展者において必要な装置を設置して下さい。

(3)蛍光灯、高圧水銀灯は、定格容量の150%（5割増）とします。

(4)1 PS（馬力）は1 kw に換算します。

### 3) 工事費と使用料

(1)電気幹線工事（一次工事）は東京モーターショー事務局で小間内の一端まで配線します。

なお、申込容量（電灯・動力共）3線式200Aまでは、1個の開閉器で供給し、それ以上の申込容量に対しては、3線式200A毎に1回路の目安で開閉器を設けます。

(2)小間内電気工事（二次工事）は出展者において施工するものとし、その設備費ならびに電気使用料は出展者の負担とします。

(3)展示電灯・展示動力とも0.1kwにつき下記料金とします。（消費税込）但し、0.1kw未満は0.1kwとして扱います。

①電気幹線工事費（一次工事） 1,860円

②電気使用料（期間を通して） 1,680円

(4)電気幹線工事費及び電気使用料は、上記料率により請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

### 4) 変圧器（トランス）等の持ち込み

展示会場に20kw以上の変圧器、高圧変更設備（全出力が20kw以上）を持ち込む場合は、消防署への届出が必要となります。この場合、変電機器は原則としてキュービクル式とし「変電設備」である旨の標識を設ける必要があります。変圧器等を持ち込む場合は、東京モーターショー事務局までご相談下さい。

### 5) 小間内電気工事

(1)電気工事は電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工して下さい。

(2)電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工して下さい。

(3)小間内電気工事は電気工事設計図に従って2011年（平成23年）11月29日（火）までに完了して下さい。

(4)電気用品は規格適正品を使用して下さい。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用して下さい。高電圧ネオン（設備容量2KVA以上）の使用は禁止します。

(5)異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に東京モーターショー事務局と協議して下さい。

(6)配線は原則としてケーブル工事として下さい。

(7)配線は小間境界線より通路側に突出して配線しないで下さい。

(8)電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、又は接続器なしにコードを接続しないで下さい。

(9)小間内には主開閉器を設け、漏電ブレーカーを使用して下さい。又分岐開閉器を設ける場合は、分電盤を設けて下さい。

(10)人が触れるおそれがある機器または対地電圧が150Vを超える機器は、必ず接地工事を施して下さい。接地線の直径は1.6mm以上として下さい。

(11)白熱電灯、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を加熱するおそれのないよう設置して下さい。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意して下さい。

(12)施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷、その他の事故予防に万全の注意を払って下さい。

(13)電気工事完了時には送電に先立つ安全の確認、メガリングテスト、アースチェック等を実施し、そのデータを所定の「電気工事落成届」に記入し東京モーターショー事務局に提出して下さい。

### 6) 電気設備の検査

(1)出展者側において小間内に施工された電気設備は、工事完了後速やかに東京モーターショー事務局に届出で検査を受け、その使用承認を得て下さい。

(2)検査は経済産業省令電気設備技術基準、及び㈱日本電気協会が発行する内線規程、自家用電気工作物保安規程、東京都火災予防条例に照らし実施します。

## 7) 電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出展者で行なって下さい。また事故防止と万一の事故に備え、各出展者の電気工事業者は、原則として会場に常駐して、保守点検に遺漏のないようにして下さい。

## 8) 小間内への送電

- (1) 電気の供給は原則として2011年(平成23年)11月29日(火)～12月11日(日)までとします。
- (2) 期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給しますので搬入期間中に東京モーターショー事務局に届出て下さい。
- (3) 小間内電気工事が完了した時点で「5) 小間内電気工事、(13)」の電気工事落成届の提出により、小間内電気工事業者立ち会いの上、逐時送電します。
- (4) 閉場後は毎日各小間のメインスイッチを切して下さい。

## 9) 保護装置

- (1) 電源異常及び事故による停電、または電圧降下のため実演出展物を損傷した場合、東京モーターショー事務局はその責任を負いませんので、出展者は実演にあたり事故防止のための十分な保護装置を施して下さい。
- (2) 幹線設備の漏電遮断は、幹線回路40kV負荷回路につき約200mAの漏洩電流で遮断します。詳細については幹線工事業者と事前に打合せをして下さい。
- (3) 映像機器等を設置する場合は、漏電及び電源ノイズの対策として、絶縁トランスを使用する方法もありますので、考慮して下さい。

## 6-2

## 給排水

### 1) 給水使用申込

自社の出展小間に給水設備を希望する場合は、2011年(平成23年)10月7日(金)までに、所定の「給水使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行うとともに、「給水使用位置図」を東京モーターショー事務局に2部提出して下さい。

### 2) 基本設備

東京モーターショー事務局では出展者の申込により、基本設備(給水取出口・量水器)を、小間付近のピット内に設置します。

### 3) 工事費と使用料

- (1) 小間付近までの基本設備(給水取出口・量水器)工事費は下記の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

引込配水管サイズ	同時使用可能水栓口数	負担金(消費税込)
φ13mm	2口	73,500円
φ20mm	3口	105,000円
φ25mm	4口	136,500円

※上記を超えるサイズを必要とする場合は別途決定します。

- (2) 給排水(上下水道)使用料は、1m<sup>3</sup>につき945円(消費税込)とし、会期終了後量水器に基づき別途請求します。(料金は東京都給水条例条例で改訂される場合があります)

### 4) 出展者の給排水工事の施工

- (1) 東京モーターショー事務局が施設する給水取出口から先の小間内給排水設備は、出展者の負担で施工して下さい。
- (2) 排水の方法は、小間付近の機械ピットのスチール蓋部分から機械ピット内に排水して下さい。従って、配管は機械ピット内の架台下部分まで敷設して下さい。但し、臭気等を生じる排水については機械ピット内受口まで配管して下さい。
- (3) 多量の水及び水圧を要する場合は、事前に東京モーターショー事務局に届出るとともに自己の負担で加圧装置を設けて下さい。

### 5) 保護装置

断水または水圧低下等の事故により障害のおそれがある場合は、あらかじめ保護装置を設けて下さい。SMC2011事務局及び東京モーターショー事務局では、このことによる一切の責任を負いません。

### 6) 原状回復

出展者が施工した給排水設備は、会期終了後すみやかに自己の責任で原状回復を行って下さい。

## 6-3 臨時通信設備

東京モーターショー事務局では出展者の申込により、会期中及びその前後の指定期間中、出展小間内に一般電話（アナログ回線）及び ISDN 回線（64Kbps）、光高速通信回線（B フレッツ）を臨時に架設します。

### 1) 使用申込

自社の出展小間内に臨時通信設備を希望する場合は、2011 年（平成 23 年）10 月 7 日（金）までに、所定の「臨時通信設備使用申込」（Web オンラインページ）より申込を行うとともに、「臨時通信設備設置位置図」を東京モーターショー事務局に 2 部提出して下さい。

### 2) 使用期間

出展者の臨時通信設備使用期間は次の通りとします。

2011 年（平成 23 年）11 月 28 日（月）～12 月 12 日（月）12：00（15 日間）

### 3) 工事費と使用料

通信設備の工事費と使用料は以下の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。

回線種類		工事費（消費税込）
一般電話（アナログ回線）		10,500 円
ISDN 回線（INS64）		52,500 円
光高速通信回線（B フレッツ）	最大 10Mbps	73,500 円
	最大 100Mbps	105,000 円

※一般電話は税込み 2,650 円の通話料、ISDN 回線は税込み 15,750 円の通信・通話料を含んでいますが、超過した場合は後日別途請求致します。また、実際の使用料が前記金額に及ばない場合でも返金は致しません。

※光高速通信回線の小間内（二次側）工事をご希望の場合は、別途有料で提供いたします。ご希望の出展者の方は下記までお問い合わせ下さい。

（株）東京ビッグサイト 施設課 会場通信回線サービス担当

TEL 03-5530-1107 FAX 03-5530-1106

### 4) 電話器の受け渡し

電話器等は、使用開始日の 2011 年（平成 23 年）11 月 28 日（月）に申込者の小間内に架設することによって、引渡しとします。

## 6-4 アンテナ

### 1) 使用申込

自社の出展小間内に信号供給を希望する場合は、2011 年（平成 23 年）10 月 7 日（金）までに、所定の「アンテナ使用申込」（Web オンラインページ）より申込を行うとともに、「アンテナ使用位置図」を東京モーターショー事務局に 2 部提出して下さい。

### 2) 信号供給

東京モーターショー事務局では出展者の申込により、会期中及びその前後の指定期間中、出展小間内に地上デジタル放送及びデジタル B S 放送信号を供給します。小間内には 5C2V ケーブルで供給しますので、受信側のチューナーは出展者にてご準備下さい。

### 3) 使用期間

出展者への信号供給期間は次の通りとします。

2011 年（平成 23 年）11 月 28 日（月）～12 月 12 日（月）12：00（15 日間）

### 4) 工事費

信号供給にかかる工事費の詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。なお、増幅工事や小間内工事が必要な場合は、別途出展者による二次側工事が必要となります。

## 7. 小間の運営・演出

### 7-1 実演・演出

#### 1) 出展物の実演

出展者は、出展物のより深い理解を得るため、小間内で実演をすることができます。実演によって発生する恐れのある人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等の危険防止については万全の措置を講じて下さい。実演にあたり、消防法その他関係法令は厳守して下さい。

- (1) ターンテーブル等を設置する場合は、衣服や手足、指などの巻き込み等が発生しないよう計画して下さい。また、混雑時は一時運転を停止するなど事故防止の運営に努めて下さい。
- (2) 照明機器等の発熱による火傷の防止対策を講じて下さい。
- (3) 特に強度の音響、光線、熱気、煙、塵埃（じんあい）、ガス、臭気、振動等が発生することが予想される場合は、予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置をとって下さい。
- (4) 展示ホール内では、エンジンを始動することはできません。
- (5) 触れさせる出展車両は警報器が鳴らない措置を講じて下さい。
- (6) 展示ホールには消防設備として光電式分離型煙感知器等の感知器が設置してあるため、障害となるスモークマシン等の発煙を伴う実演は禁止します。
- (7) SMC2011 事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出展者の影響等で支障があると認めた実演については、出展者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止を命じます。
- (8) 万一、実演によって来場者その他に損害を与えた場合には、当該出展者が責任を持って対応して下さい。

#### 2) 展示演出

展示演出を行う場合は、下記を条件とします。

- (1) 出展物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結する企画として下さい。
- (2) 来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏（共通通路の通行障害を含む）により来場者に著しい混乱が生じる恐れのないようにして下さい。

#### 3) 運営計画書の提出

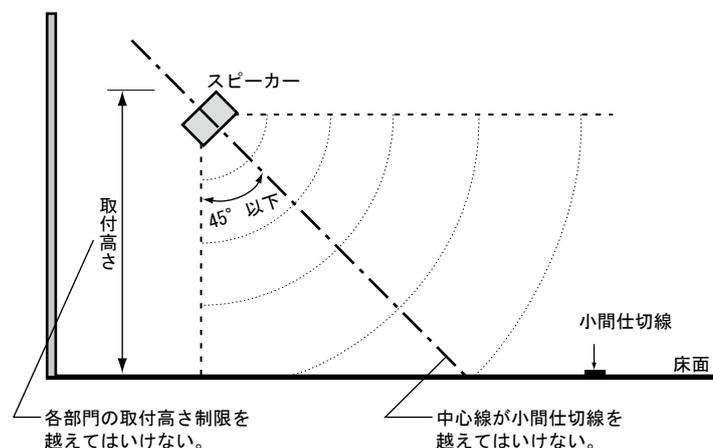
- (1) 一般来場者を対象とした展示演出については、2011年（平成23年）10月28日（金）までに運営計画書（東京モーターショー事務局指定の様式による）を東京モーターショー事務局に提出して下さい。
- (2) 一般来場者を対象とした会場周辺で実施する試乗会等については、2011年（平成23年）9月9日（金）までに運営計画書（東京モーターショー事務局指定の様式による）を東京モーターショー事務局に提出して下さい。なお、必要に応じてSMC2011事務局で調整する場合があります。
- (3) 但し、運営計画書を東京モーターショー事務局に提出した場合でも、その実行段階において不測の事態が発生するおそれがある場合あるいは発生した場合は、SMC2011事務局より企画の変更または中止を命じる場合があります。

### 7-2 音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従って自主管理し、隣接出展者に迷惑を掛けないように計画して下さい。技術説明及び映写等の音量による展示ホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については、下記の通り制限します。

#### 1) スピーカーの取付位置

- (1) 「3-2 施設物の制限」に準ずる。  
※高さ2.7m以下。但し、小間仕切線より50cmセットバックした範囲は4.0m以下（二階建て施設は4.5m以下）
- (2) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこととします。



## 2) 音量の制限

- (1)音量は最高 77dB (A) 以下として下さい。
- (2)音響設備を使った演出については、出展者相互で隣接出展者との時間調整を行なって下さい。
- (3)プレスブリーフィング実施中は同一展示ホール内での音出しを全面禁止とし、例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能とします。
- (4)会期中の閉場時刻より 30 分間は、来場者の速やかな退場を促すため、音響装置の使用、リハーサル等を禁止します。但し、終礼等の目的でマイクを使用する場合を除きます。

## 3) 音量測定

東京モーターショー事務局では、下記により巡回測定を実施します。

- (1)測定場所  
共通通路中央で測定します。
- (2)測定は原則として高さ 1.5m の位置で測定します。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーポインターを使用します。
- (3)測定器は JIS C1503 または C1502 に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。

## 4) ワイヤレスマイクの使用

ワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、「ワイヤレスマイク使用届」(Web オンラインページ) により使用する周波数を東京モーターショー事務局へ届出てください。但し、利用状況によっては、出展者間に限らず、ショー会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出展者の責任で使用して下さい。混信があっても東京モーターショー事務局では一切責任を負いません。なお、A 型ワイヤレスマイクについては、特定ラジオマイク利用者連盟により、周波数の事前調整が実施されます。

※日本国内では、日本の電波法に基づいたワイヤレスマイク (A 型、B 型等) 以外使用できません。

## 5) 音量規程違反出展者への対応

音量測定により音量超過が認められた出展者に対しては、改善勧告を行ない、出展者はこれに従わなければなりません。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音等により、苦情があった場合も同様の扱いとします。

- (1)改善勧告が通算で 3 回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用禁止。
- (2)上記(1)の処分が 3 回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間、音響設備の使用禁止。

## 6) 運用責任者の常駐

音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理して下さい。

## 7-3

### 小間内勤務者

- 1) フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記したプレートを着用して下さい。

(例) 営業相談員  
技術相談員  
案内係  
通訳 (INTERPRETER)  
運営担当者  
広報担当員

## 7-4

### 調査・アンケート

#### 1) 調査・アンケートの実施届

小間内で行なう調査・アンケートについては自由とします。但し、小間外での実施を希望する場合は、2011 年 (平成 23 年) 10 月 7 日 (金) までに所定の「調査・アンケート実施届」(Web オンラインページ) より届出を行なうとともに、実施概要 (調査目的、希望の日時・場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙/様式任意) を東京モーターショー事務局に届出し、その承認を得て下さい。

#### 2) 調査・アンケートの制限

- (1)場 所：SMC2011 事務局が指定する場所 (別途指定) とします。
- (2)調 査 員：多数の調査員を動員したデモンストレーション的な実施は認めません。また、服装は私服とし、SMC2011 事務局指定の腕章を着用して下さい。
- (3)内 容：自社商品等に関する調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めません。
- (4)実施方法：カウンター、机、椅子、テント、サイン等の施設及び拡声装置等を用いての宣伝行為は禁止します。

#### 3) 調査・アンケートに対する謝礼

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、一人当たり最高で市価 500 円以内の物品としますが、手提袋 (プレステー除く)、風船等は一切配布禁止とします。

## 7-5 物品の配布

来場者には、カタログ・パンフレット（CD-ROM 等を含む）以外は配布禁止とします。

## 7-6 飲食サービス

### 1) 飲食サービスの制限

- (1) 飲食サービスを実施する場合は、自社の小間内で完結して下さい。
- (2) プレス或いは商談などを目的とした場合のみとし、不特定多数の来場者への提供は禁止します。

### 2) 食品取扱届について

- (1) ショー会場に於いて、食品の取扱いを行なう場合は、以下の基準により江東区保健所に届出が必要な場合があります。詳細は「出展者ニュース」にてご案内します。

- a. 予め容器包装された食品を配布する。
  - ・特に手洗い等の設備は必要ありません。衛生的な食品の取扱いをして下さい。
- b. 食品を小分け又は飲料を注ぎ分けて提供する。
  - ・必要な施設：①手洗設備（消毒液付）  
②必要により冷蔵設備
- c. 食品を包丁などの器具類を用いて加工して提供する。
  - ・必要な施設：①2槽シンク  
②手洗設備（消毒液付）  
③必要により冷蔵設備
- d. 食品を加熱調理して提供する。
  - a.b.c. 以外の提供方法
  - ・必要な施設：①2槽シンク  
②手洗設備（消毒液付）  
③必要により冷蔵設備  
④必要により給湯設備

(注)

- ・水は上水道直結の飲用適のものを使用すること。
- ・手洗には消毒装置（逆性せっけんなどの手指の消毒液）を設置すること。
- ・展示ホール内の給湯室の使用は原則として認められません。
- ・必要に応じて使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどを併用して調理上の衛生管理に努めること。
- ・使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどの使用のみをもって手洗いの代用とすることは認められません。
- ・手洗い、流しはそれぞれ専用とし、共用は認められません。

### (2) お問合せ先

江東区保健所 生活衛生課 食品衛生  
〒135-0016 東京都江東区東陽 2-1-1  
電話（直通）03（3647）5882 FAX 03（3615）7171

※問い合わせ、届出についてはすべて日本語での対応が必要となります。

## 8. 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出展者及び同規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は下記によるものとします。

- 1) SMC2011事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は、出展者に改善の申し入れを行いません。
- 2) 1)により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、SMC2011事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- 3) 2)により改善の申し入れを受けた出展者は、改善内容及び改善日程等を文書でSMC2011事務局に提出して下さい。
- 4) 2)により改善の申し入れを受けた出展者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出展者には日本自動車工業会主催のイベントへの出展を認めないことがあります。

### <規程の変更>

SMC2011事務局は必要と認めた場合、この規程の一部を変更することがあります。  
変更された規程内容は、出展者ニュースまたはその他の方法で通知致します。

## 9. 備考

### 9-1 一般社団法人 日本自動車工業会の概要

日本自動車工業会(略称:自工会)は、1967年に前身である自動車工業会と日本小型自動車工業会との合併により、乗用車、トラック、バス、二輪車など国内において自動車を生産するメーカーを会員として設立され、自動車メーカー14社によって構成されています。

2002年5月には自動車工業振興会、自動車産業経営者連盟と統合、2010年4月には社団法人から一般社団法人へ移行し、現在にいたっております。

自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ統合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約8%、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約17%、機械工業の約36%を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。

さらに、近年自動車産業のグローバル化が加速する中、世界各国の社会・経済の発展にも大きく貢献しています。

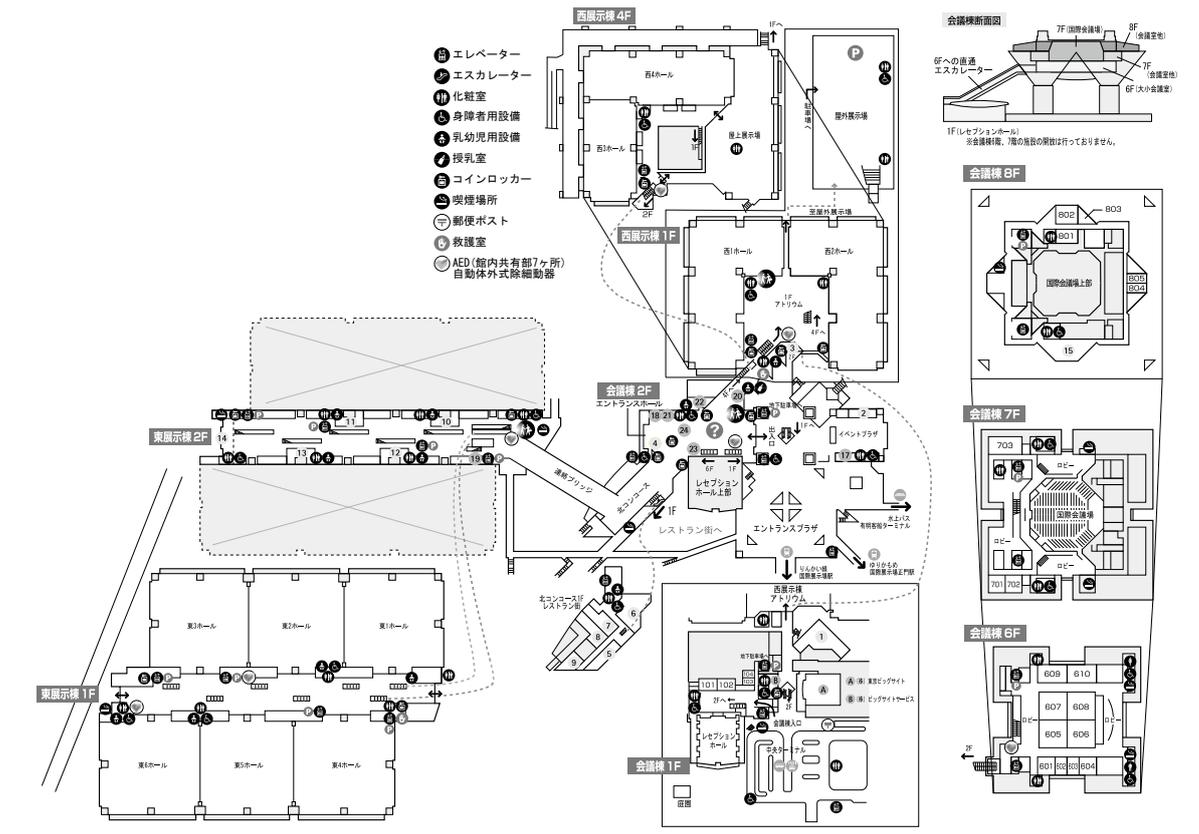
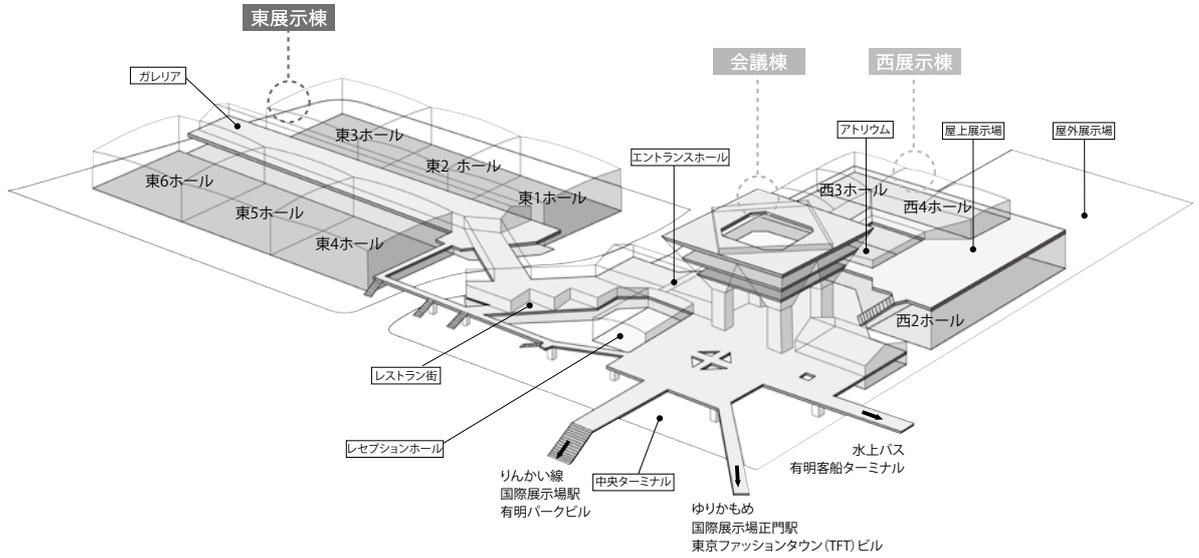
自工会は、我が国の自動車産業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的に活動しております。自動車産業の動向が与える影響がますます大きくなりつつある今日、従来にも増して当会の役割と使命を自覚し、豊かなクルマ社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

- 名 称 一般社団法人 日本自動車工業会(略称:自工会)  
Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(略称:JAMA)
- 所 在 地 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館  
海外事務所:北米事務所(ワシントン)、欧州事務所(ブラッセル)、アジア事務所(シンガポール)、北京事務所
- 設 立 1967年(昭和42年)4月3日
- 目 的 本会は、我が国の自動車工業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 事 業 (1)自動車の生産、輸出及び市場に関する調査、研究並びに各種統計関連資料の作成及び刊行  
(2)以下の事項に関する調査、研究及び提言
  - ①自動車及び自動車産業に係る政府の施策に関すること
  - ②自動車の基準認証並びに安全技術及び環境技術に関すること
  - ③自動車及び自動車産業に係る環境保全に関すること
  - ④交通安全の推進に関すること
  - ⑤自動車の流通に関すること
  - ⑥自動車の利用環境の改善に関すること
  - ⑦自動車の貿易及び自動車産業の国際的なビジネス環境に関すること
  - ⑧自動車の材料及び部品に関すること
  - ⑨自動車及び自動車産業の電子情報に関すること
  - ⑩自動車産業における人事労務、安全衛生、技能振興及び労使関係に関すること
  - ⑪自動車産業における知的財産の保護に関すること(3)モーターショー、各種行事の開催並びに関連出版物等の作成及び刊行  
(4)前各号に関する啓発、広報活動並びに自動車及び自動車産業に関する理解促進  
(5)前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業  
(6)前各号に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。
- 役員構成 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事
- 会 長 志賀 俊之
- 会 員 いすゞ自動車株式会社、川崎重工業株式会社、スズキ株式会社、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、富士重工業株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、UDトラックス株式会社(社名50音順)
- 会 友 日本ゼネラルモーターズ株式会社

回数	西暦	会 期			期間 (日)	会 場	入 場 料 税込(円)	会場内 面積 (㎡)	展示小 間面積 (㎡)	出 展 会社数 (社)	出 展 車両数 (台)	入場者数 (人)
		元号	年	月 日								
1	1954	昭和	29	4.20~4.29	10	日比谷	無 料	14,999	4,389	254	267	547,000
2	1955	"	30	5.07~5.18	12	"	無 料	14,999	4,689	232	191	784,800
3	1956	"	31	4.20~4.29	10	"	4/20~22=20、以降無料	14,999	5,405	267	247	598,300
4	1957	"	32	5.09~5.19	11	"	20	14,999	6,049	278	268	527,200
5	1958	"	33	10.10~10.20	11	後楽園	30	28,050	6,094	302	256	519,400
6	1959	"	34	10.24~11.04	12	晴海	50	44,653	8,996	303	317	653,000
7	1960	"	35	10.25~11.07	14	"	50	44,653	11,025	294	358	812,400
8	1961	"	36	10.25~11.07	14	"	100	79,236	13,470	303	375	952,100
9	1962	"	37	10.25~11.07	14	"	100	107,710	21,209	284	410	1,049,100
10	1963	"	38	10.26~11.10	16	"	100(プレミアムショー-500)	141,756	28,921	287	441	1,216,900
11	1964	"	39	9.26~10.09	14	"	100(プレミアムショー-500)	137,002	34,889	274	598	1,161,000
12	1965	"	40	10.29~11.11	14	"	100(プレミアムショー-500)	136,002	36,800	243	642	1,465,800
13	1966	"	41	10.26~11.08	14	"	120(チャリティショー-500)	148,433	39,089	245	732	1,502,300
14	1967	"	42	10.26~11.08	14	"	200(チャリティショー-500)	125,086	35,732	235	655	1,402,500
15	1968	"	43	10.26~11.11	17	"	200(チャリティショー-500)	139,356	39,819	246	723	1,511,600
16	1969	"	44	10.24~11.06	14	"	200(チャリティショー-500)	128,693	38,552	256	722	1,523,500
17	1970	"	45	10.30~11.12	14	"	250(チャリティショー-500)	134,967	41,298	274	792	1,452,900
18	1971	"	46	10.29~11.11	14	"	250(チャリティショー-600)	122,247	33,550	267	755	1,351,500
19	1972	"	47	10.23~11.05	14	"	250(チャリティショー-600)	108,103	26,395	218	559	1,261,400
20	1973	"	48	10.30~11.12	14	"	300	115,720	34,232	215	690	1,223,000
21	1975	"	50	10.31~11.10	11	"	500	108,074	28,381	165	626	981,400
22	1977	"	52	10.28~11.07	11	"	600	117,500	30,633	203	704	992,100
23	1979	"	54	11.01~11.12	12	"	700	117,500	34,969	184	800	1,003,100
24	1981	"	56	10.30~11.10	12	"	800	114,700	34,332	209	849	1,114,200
25	1983	"	58	10.28~11.08	12	"	800	111,650	35,130	224	945	1,200,400
26	1985	"	60	10.31~11.11	12	"	900	114,780	40,734	262	1,032	1,291,500
27	1987	"	62	10.29~11.09	12	"	900	112,800	38,662	280	960	1,297,200
28	1989	平成	1	10.26~11.06	12	幕張	1000	173,820	41,844	338	818	1,924,200
29	1991	"	3	10.25~11.08	15	"	1200	210,300	45,635	336	783	2,018,500
30	1993	"	5	10.22~11.05	15	"	1200	211,300	46,924	357	770	1,810,600
31	1995	"	7	10.27~11.08	13	"	1200	211,300	47,941	361	787	1,523,300
32	1997	"	9	10.24~11.05	13	"	1200	211,300	48,693	337	771	1,515,400
33	1999	"	11	10.22~11.03	13	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	45,394	294	757	1,386,400
34	2000	"	12	10.31~11.04	5	"	1000(商用車)	133,000	24,773	133	248	177,900
35	2001	"	13	10.26~11.07	13	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	42,119	281	709	1,276,900
36	2002	"	14	10.29~11.03	6	"	1000(商用車)	133,000	24,837	110	224	211,100
37	2003	"	15	10.24~11.05	13	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,839	268	612	1,420,400
38	2004	"	16	11.02~11.07	6	"	1000(商用車)	133,000	24,465	113	206	248,600
39	2005	"	17	10.21~11.06	17	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,211	239	571	1,512,100
40	2007	"	19	10.26~11.11	17	"	1300	211,300	44,587	241	517	1,425,800
41	2009	"	21	10.23~11.04	13	"	1300	133,000	21,395	109	261	614,400

(注) 1 出展車両数は4・3・2輪車の合計(部品、機械工具、関連商品の出展点数は含まない。)

2 '74、'76、'78、'80、'82、'84、'86、'88、'90、'92、'94、'96、'98、'06、'08年は休催。

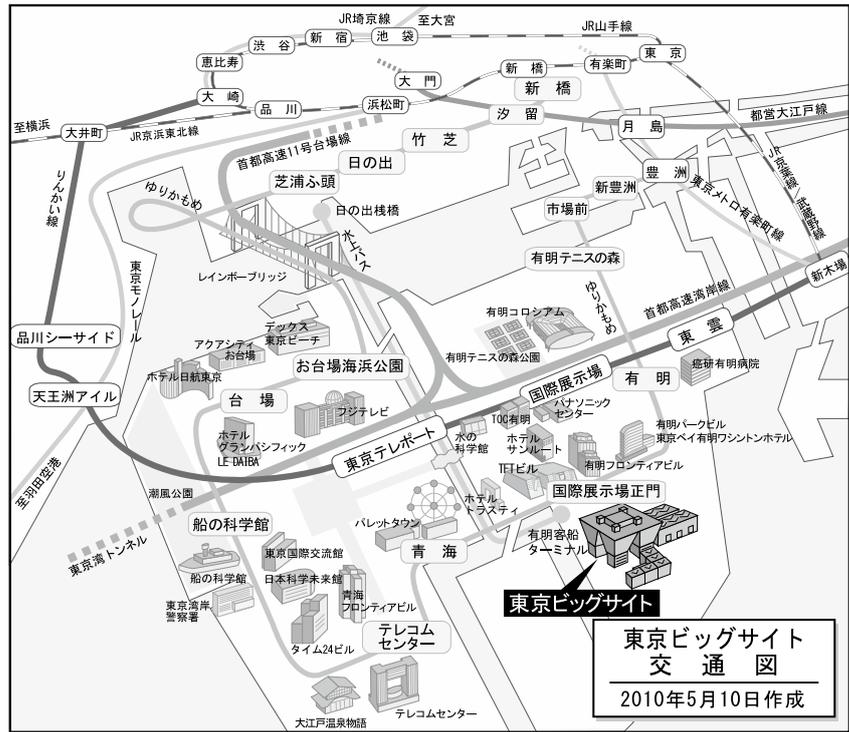
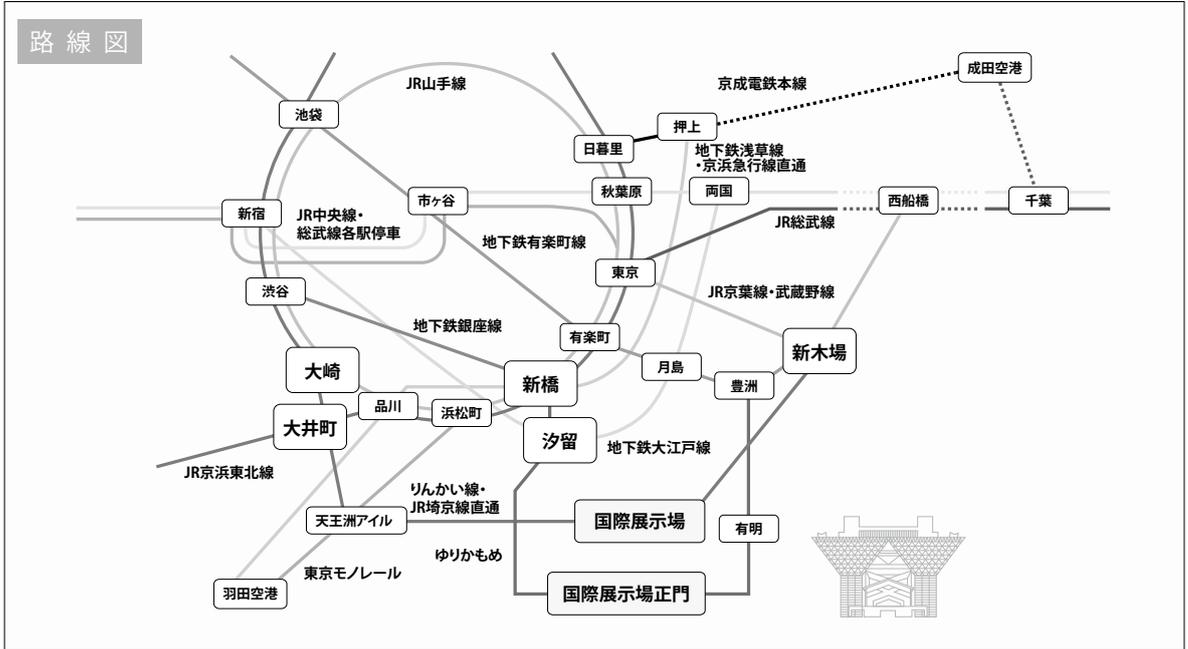


- レストラン・カフェ**
- イベントの開催状況により、営業日時が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- |                                   |                             |   |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| 1 カフェレストラン・ニュー・トーキョー 03-5530-1150 | 13 カフェ カレー王国 03-5530-1173   | 17 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3599-7391             |
| 2 イタリアンバー&カフェ マール 03-3599-0162    | 14 香港飲茶楼 ル・パルク 03-5530-1177 | 18 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3570-2128             |
| 3 カフェテラスロイヤル 03-5530-1164         | 15 リストランテ トレヴィ 03-5530-1221 | 19 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3570-6533             |
| 4 プロント 03-3527-8767               |                             | 20 ATM   ゆうちょ銀行 -                                 |
| 5 カフェテリア マーメイド 03-5530-1160       |                             | 21 ATM   セブン銀行、みずほ銀行、東京スター銀行 -                    |
| 6 - -                             |                             | 22 ビジネスセンター   パソコンインターネットコピー専売等 03-3599-0151      |
| 7 らあめん 大泉 03-5530-1155            |                             | 23 サービスコーナー   ビッグサイトカード販売 大型荷物一時預かり等 03-5530-1215 |
| 8 坊 03-3529-2123                  |                             | 24 宝くじ売り場 -                                       |
| 9 日比谷マツモトロー 03-5530-1158          |                             |   |
| 10 天祥や トップライト 03-5530-1166        |                             |   |
| 11 カフェテリア ヴォワール 03-5530-1170      |                             |   |
| 12 ロイヤルカフェテリア 03-5530-1168        |                             |   |

- コピー FAX 印刷 SHOP ショップ・サービス施設**
- イベントの開催状況により、営業日時が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- |   |
|---|
| 17 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3599-7391             |
| 18 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3570-2128             |
| 19 ファミリーマート   コンビニエンスストア 03-3570-6533             |
| 20 ATM   ゆうちょ銀行 -                                 |
| 21 ATM   セブン銀行、みずほ銀行、東京スター銀行 -                    |
| 22 ビジネスセンター   パソコンインターネットコピー専売等 03-3599-0151      |
| 23 サービスコーナー   ビッグサイトカード販売 大型荷物一時預かり等 03-5530-1215 |
| 24 宝くじ売り場 -                                       |
- A 株式会社東京ビッグサイト 03-5530-1111  
 B 株式会社ビッグサイトサービス 03-5530-1234

**待合せコーナー**

**総合案内所**  
 総合案内所では、会場内のご案内・イベントのご案内・交通のご案内・迷子の受付・遺失物のお取り扱い・悪いずの貸出などを行っています



<p><b>りんかい線</b></p> <p>新木場駅 約5分</p> <p>大崎駅 約13分</p> <p>国際展示場駅 下車徒歩約7分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	<p><b>ゆりかもめ</b></p> <p>新橋駅 約22分</p> <p>豊洲駅 約8分</p> <p>国際展示場正門駅 下車徒歩約3分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	<p><b>都営バス</b></p> <p>東京駅八重洲口 (東16系統、豊洲駅前経由) 約40分</p> <p>門前仲町 (海01系統、豊洲駅前経由) 約30分</p> <p>浜松町駅 (有明線) 約40分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	
<p><b>空港バス(リムジンバス・京急バス)</b></p> <p>羽田空港 約25分</p> <p>成田空港 約60分</p> <p>東京ビッグサイト</p> <p>東京ステアターミナル (TCAT) 約20分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	<p><b>その他直行バス(京急バス)</b></p> <p>横浜駅東口 約50分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	<p><b>水上バス</b></p> <p>日の出桟橋 (浜松町駅から徒歩約7分) 約25分</p> <p>有明客船ターミナル 下船徒歩約2分</p> <p>東京ビッグサイト</p>	<p><b>車</b> ※首都高速ご利用の場合</p> <p>都心方面 高速11号台場線 台場出口から約5分</p> <p>横浜・羽田方面 高速湾岸線 臨海副都心出口から約5分</p> <p>高速10号晴海線 豊洲出口から約5分</p> <p>高速湾岸線 有明出口から約5分</p> <p>千葉・葛西方面 高速10号晴海線 豊洲出口から約5分</p>

SMART MOBILITY CITY 2011 事務局

住所：〒104-0045 東京都中央区築地1-11-10 電話：03-5565-2837 FAX：03-5565-3113 mail：smc2011@motor-show.jp